



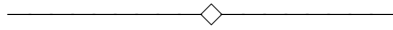
平成27年3月12日

足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

○委員長 ただいまから本年第 3 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

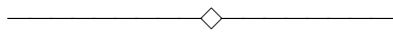
本日の出席委員数は定足数であります。よって、会議は成立いたします。



○委員長 それでは、これより審議に入ります。

まず初めに、会議録署名委員の指名をいたします。

本日の会議録署名委員に、桑原委員、青木委員をご指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。



○委員長 初めに、日程第 1、第 25 号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第 1、第 25 号議案足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の進達について。

以上。

○委員長 では、第 25 号議案について、三橋子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長

○子ども家庭部長 お手元の資料の 37 ページが、第 25 号議案の説明資料になります。

件名、所管部課名については記載のとおりでございます。

制定理由につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から子ども・子育て支援新制度が始まるため、その施設についての利用料を定めるものでございます。

1 番、制定理由の 3 行目でございます。

負担額については政令で定める額を限度とするということについて、実際まだ政令がでておりませんが、国から条例を制定してよいという通知があったため定めるものでございます。なお、国で

利用者負担のイメージがでておりますのでそれを上限として設定したものです。

2 番、制定内容でございます。主な点は、2 点でございます。

①については、新制度における、施設ごとの利用者負担の表を定めるものでございます。

②については、平成 26 年度在園児の負担増を軽減するため経過措置の設定するものです。新制度に移行するだけで負担の方がいらっしゃるため、経過措置を設けるものです。

(1) 利用者負担の設定で、主な変更点についてでございます。

①でございますが、全ての新制度の保育所につきましてもは応能負担になることで、その応能負担の階層区分は、区の認可保育所につきましてもは所得税から区民税に変更ということになってございます。

②でございますが、幼稚園や地域型保育事業につきましてもは、今までの応益負担（定額）から応能負担（区民税方式）の保育料に変わるという内容でございます。

③につきましては、保育標準時間、これは 1 ヶ月の勤務が 120 時間以上の方の保育で一日最大 11 時間までの保育サービスを受けられるというものでございます。保育短時間につきましては 1 カ月で 120 時間未満の就労時間で一日最大 8 時間までの保育サービスを受けられるということで、この 2 区分で保育料を設定します。

保育料につきましては保育標準時間の 98.3% の保育料を保育短時間にといいるところで、その差の 1.7% はその 3 時間分の非常勤職員の給料分であるという国の説明がでございます。

④は、各施設ごとの主な変更点でございます。

認可保育所につきましてもは、新旧の保育所の変動を最小限に抑えるような表をつくってございます。

表の2列目、地域型保育事業につきましては、居宅訪問型保育を除きますが、認可保育所の9割といった設定で、これについては保育の運営経費が認可保育所はおおむね9割が地域型保育事業の経費のため、保育料も9割にするものでございます。

その次、居宅訪問型保育事業につきましては、これは新たに設定しているもので、いわゆるベビーシッター型の保育でございます。これは公定価格もかなり高いということで国の基準に準じて負担額を設定します。なお、国基準は8階層ですが、民間にあわせて28階層の保育料を設定してございます。

次に、私立幼稚園と認定こども園（短時間）でございますが、これについては現行は、各園ごとに違うという保育料に、就園奨励費あるいは負担軽減費の補助金がつくという形になってはいますが、新制度に移行する方への就園奨励費の制度がなくなりますので、その標準の保育料から就園奨励費を引いた額を保育料といたします。なお、個別の園で実際に保育料が違うということについては、それにあわせて上乗せ徴収を各園で取り入れているところでございます。

38ページをお願いいたします。

先ほどありましたように、新制度に移行するだけで保育料が増となる世帯がございます。特に、認可保育所につきましては、4割は変わりませんが、3割は値上げになりまして3割が下がるということになっており、この上がり方に関する経過措置等を設けてございます。

表の一番上でございます。認可保育所及び認定こども園の長時間につきましては、負担増加の場合は26年度分の保育料金を27年8月まで適用ということでございます。

続いて、私立認定こども園の長時間利用でございます。今までは固定の応益負担の保育料でした

が、これからは認可保育所と同じように応益負担ということになりますので、保育料は変わります。その際の適用期間ですが、①、②、③と年齢等によって勤務が違いますが、直近下位の階層を適用するといった内容になってございます。

その次が、小規模保育事業、家庭的保育事業「（給食実施）」と書かれております。原則この2つについては給食実施を原則としますが、計画期間中は給食未実施にもできるということです。まず給食実施ということで、現行の小規模保育は保育給食を実施しております。その平均を上限とするということで、来年度に関しては卒園までこの上限の範囲の保育料ということになっております。

続きまして、小規模保育事業、家庭的保育事業「（給食未実施）」の場合につきましては、家庭福祉員保育料が給食実施で現在は2万1,500円の金額でありますので、それを上限として追加措置をとるということで固定になるというものでございます。

最後は、東京都認証保育所から移行する認可保育所でございます。実際に来月4月1日に移行する園がございます。今まで応益負担から応益負担に変わるということで保育料が値上がりする場合があります。新年度に入ってから随時、認証保育所から認可保育園に移行する可能性があるもので、5カ月といった表現させていただきましたが、4月1日に移行するところは8月までという内容となっております。

留意事項でございます。

①経過措置につきましては、同一の施設区分の施設を利用する場合のみ適用ということでございます。

②新保育料が旧保育料と比較して、増額になる場合のみ適用ということになります。

③につきましては、園児の兄弟も含め、新入園

児には新料金表を適用するという事です。ですから、在園児の子どもについては経過措置がありますが、下の子どもが入った場合は、新料金が適用になるということでございます。

④については、幼稚園、認定こども園（短時間利用）は、保育料は実質的に変わらないため、経過措置はないということになっております。

私からの説明は、以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第25号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

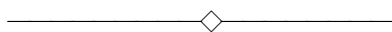
（なし）

ないようですので、これより第25号議案足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の進達についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたします。



○委員長 次に、日程第2、第26号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第2、第26号議案足立区教育委員会の権限の委任に関する規則。

以上。

○委員長 第26号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元の資料の41ページをお願いいたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、教育長に委任された事務は教育委員会への報告が義務付けられます。あわせて教育長の権限の委任に関して定めた現行の規定を、現在の運用にあわせて全部改正するというものです。

（1）委任事項について（第2条）でございますが、教育委員会から教育長に委任できない事項を、以下のとおり限定列挙し、それ以外の事務を教育長に委任するというものでございます。

①から⑩までが、限定列挙したものです。

この委任できない事項で、緊急の要するものについては、教育長が処理できることとしました。それを第3条に記載しております。

（2）教育委員会への報告（第4条）でございますが、委任された事項については、次の教育委員会でご報告するというものでございます。また、緊急を要した事項で教育長が処理した事項については、次の教育委員会で承認が必要と改正させていただきます。

施行年月日については、本年4月1日でございます。

なお、今後の方針でございますが、規則の適用は、地教行法の規定により、新たに任命される新教育長から適用とするものでございます。

私からは、以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第26号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

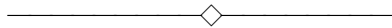
（なし）

ないようですので、これより第26号議案足立区教育委員会の権限の委任に関する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたします。



○委員長 次に、日程第3、第27号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第3、第27号議案足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

○委員長 第27号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 資料の43ページをお願いいたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

1、改正理由でございますが、地教行法の一部改正に伴い、規定を整備するということと社会教育委員の事務を教育委員会に残す必要があるため、改正するものでございます。

次に、2、改正箇所でございます。

(1) としまして、第2条中、地教行法「第23条」を「第21条」に改めます。

(2) といたしまして、第2条表中「社会教育に関すること」を「社会教育に関すること(社会教育委員に関することは除く)」に改めるものでございます。

3、施行年月日は、本年4月1日でございます。

新旧対照表は記載のとおりでございます。

今後の方針は、地教行法の規定により新教育長が任命されてから適用するというものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第27号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

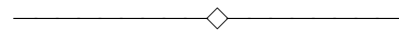
(なし)

ないようですので、これより第27号議案足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。

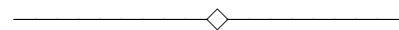
本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたします。



○委員長 次に、日程第4、第28号議案についてですが、事務局よりあらかじめ取り下げるとの申し出がありましたので、これを取り下げることといたします。



○委員長 次に、日程第5、第29号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第5、第29号議案足立区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則。

以上。

○委員長 第29号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元の資料の45ページをお願いいたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

1、改正理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「地教行法」)の一部改正に伴う規定整備のためでございます。

2、改正箇所でございます。

(1) といたしまして、本則と別記様式中の「委員長」を「教育長」に改めます。

(2) といたしまして、第4条に教育長が必要

と認めたときは、傍聴人の定員を変更できる旨の  
ただし書きを加えるというものでございます。

3、施行年月日は、本年4月1日からでござい  
ます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これよ  
り本案の審議に入ります。

第29号議案について、ご質問、ご意見があり  
ましたら、委員のご発言をお願いいたします。

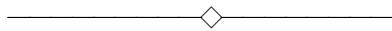
(なし)

ないようですので、これより第29号議案足立  
区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を  
採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙  
手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のと  
おり可決することに決定いたします。



○委員長 次に、日程第6、第30号議案を議題と  
いたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第6、第30号議案足立区教育委  
員会事務局組織規則の一部を改正する規則。

以上。

○委員長 第30号議案について、石居学校教育部  
長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元の資料の51ページをお願  
いいたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

地教行法の一部改正及び平成27年度事務分掌  
の変更に伴い、下記のとおり、足立区教育委員会  
事務局組織規則の一部を改正するものでございま  
す。

1といたしまして、地教行法の一部改正に伴う

改正点でございます。

第1条で、地教行法の引用部分「第18条第  
2項」を「第17条第2項」に変更するものでご  
ざいます。

附則で、教育委員長職廃止に伴い、足立区教育  
委員会委員長職務代理者印を廃止するものでござ  
います。

2といたしまして、27年度の事務分掌の主な  
変更点は、次のとおりでございます。

(1)といたしまして、学校教育部でございま  
すが、教育指導室に幼保小連携に関する事務を追  
加する等、現状にあわせた文言に整理したいと思  
います。

(2)といたしましては、子ども家庭部でござ  
います。

①といたしまして、子ども家庭課に「子ども・  
子育て施設整備基金に関すること」を追加いたし  
ます。

②といたしまして、子ども・子育て施設課の  
「保育室に関すること」を「地域型保育給付に関  
すること」に変更いたします。

③といたしまして、青少年課に「社会教育委員  
に関すること」を追加いたします。

(3)といたしまして、第7条「教育政策課に  
社会教育主事を置く」とした社会教育主事の配置  
規定につきまして、「青少年課に社会教育主事を  
置く」と現状に合わせた規定に変更するものと  
いたします。

3、施行年月日は、本年4月1日からでござい  
ます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これよ  
り本案の審議に入ります。

第30号議案について、ご質問、ご意見があり  
ましたら、委員のご発言をお願いいたします。

では、私から1つだけ。52ページの下から

4行目、「この職員の研修に関する」とありますが、改正後は、「この職員の育成に関する」という文言に変わっているのですが、どういった意味ですか。

教育政策課長。

○教育政策課長 ご指摘の件でございますが、教職員の授業力の向上に関しましては、現在、教育教育指導室で研修を行っています。このほか学校に出向いての直接の指導といったことも含めて取り組んでおり、この辺を総合的に表現するために育成という表現に改めたものでございます。

○委員長 わかりました。

ほかにございますか。

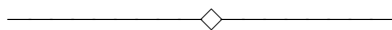
(なし)

ないようですので、これより第30号議案足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたします。



○委員長 次に、日程第7、第31号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第7、第31号議案足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則。

以上。

○委員長 第31号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 資料の59ページをお願いいたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。地教行法の一部改正に伴いまして、教育委員長

と教育長を一体化した新たな教育長が設置されます。このため従来、委員長を中心とした会議規則を変更するとともに、新教育委員制度にあわせた規定整備を行うものでございます。

1、主な改正点でございます。

(1) 委員長と教育委員長職務代理者の廃止(本則及び第7条)でございますが、「委員長」を「教育長」に改めるもので、委員長の選挙規定を削除いたします。

(2) いたしまして、教育委員長職務代理者の指名とその代行者の指定(第8条)でございます。

①としまして、教育長職務代理者の選任規定を、教育長が教育長職務代理者を指名する規定に変更いたします。

②としまして、教育長職務代理者に事故ややむを得ない事由が発生し、その職務が困難な場合の代行者を、次のとおり指定いたします。

第一順位から第三順位までを、記載のとおり指定いたします。

(3) としまして、会議録の公開が義務づけになっております。第29条の2でございます。

(4) いたしまして、教育長職務代理者の廃止を附則に設けます。教育長職務代理者を教育委員から指名することに伴い、教育委員会事務局職員から指定していた教育長職務代理者を廃止するものでございます。

2、施行年月日は、本年4月1日からでございます。

規則の適用は、改正後の地教行法の規定より任命される新教育長からとするものでございます。

私からは、以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第31号議案について、ご質問、ご意見があり



ましたら、委員のご発言をお願いいたします。

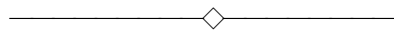
(なし)

ないようですので、これより第31号議案足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたします。



○委員長 次に、日程第8、第32号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第8、第32号議案足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の進達について。

以上。

○委員長 第32号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 資料の69ページをお願いいたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

1、改正の理由でございますが、育英資金貸付金の学資金交付に当たり、貸付請求書の手続に要する書類の提出を交付要件として明確にし、請求書の書式を登録するために規則を改正するものでございます。

次に、2、主な改正内容でございます。

(1) としまして、育英資金貸付金の学資金の交付に当たり、育英資金貸付請求書を区長が定める期日までに提出することを加え、請求書の書式を登録するというものでございます。

(2) としまして、貸付を停止する項目に、学資金の交付その他の手続に要する書類等の提出が

ない場合を加えるものでございます。

施行年月日は、公布の日から施行するものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第32号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

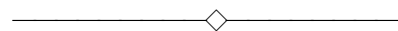
(なし)

ないようですので、これより第32号議案足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の進達についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたします。



○委員長 次に、日程第9、第33号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第9、第33号議案足立区小学校及び中学校の学校選択に関する規則の一部を改正する規則。

以上。

○委員長 第33号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

なお、第33号議案に関しまして関連する報告がありますので、こちらも一緒にお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元に追加報告、第33号議案関連をつけてございます。まずこちらのご報告をさせていただきます。

件名、「足立区教育改革に伴う施策の検証及び評価に関する有識者会議」の検証結果についてご

ございます。所管部課名は、記載のとおりでございます。

教育改革につきまして、有識者から幅広く意見を求めることを目的として有識者会議を設置し、学校選択に関して検証を進めてまいりました。このたび、裏面のとおり検証結果が出ましたので、ご報告するものでございます。検証の結果といたしましては、小学校の選択可能な範囲を、現在の就学区域の自由学区域選択制から隣接学区域選択制へ変更するというものです。中学校は、現在の自由学区域選択制を継続するということです。

また、学校間の児童生徒数の差が広まり、学校活動に支障が出る場合があるという方に関しましては、教育委員会から学校に対してさまざまな支援を行っていくという検証結果が提出されたものでございます。この検証に当たりましては、記載のとおり3回の会議を開催して実施をいたしました。有識者の皆様は、記載のとおりでございます。この検証結果を受けて、教育委員会事務局内で検討を進めました結果、第33号議案を提出させていただくものでございます。

第33号議案については、資料の75ページをお開きください。

件名は、足立区立小学校及び中学校の学校選択に関する規則の一部を改正する規則でございます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

1、改正の理由でございます。

先ほどの検証結果を受け、通学上の安全確保や地域の協働による学校づくりの推進のために、小学校で選択できる学校の範囲を自由選択制から隣接学区域選択制に変更するものでございます。このために学校選択に関する規則を改正いたします。

2、主な改正内容でございます。

改正案の選択範囲のところでございますが、(1)では区立小学校について、(2)では区立中学校については、という形で記載させていただ

いております。

施行年月日につきましては、平成29年4月1日から施行し、なお平成30年4月1日以降に入学または転学する児童及び生徒から適用するものでございます。

今後の方針でございますが、各小学校の通学区域ごとに選択できる学校については、今後「足立区立小学校及び中学校の学校選択に関する実施要綱」に規定してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第33号議案について、ご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

教育長

○教育長 若干、補足をさせていただきます。

今回の議案に関することについては、報告案件のとおりですが、二期制についても検討させていただいております。本日は議案に直接関わりがないため、報告内容から省かせていただいておりますが、委員協議会等でこの件についてはご議論をいただいている経緯があり、地域についての記述・分析を加えたらどうかというご意見をいただいているところです。報告事項の骨子は変わらないですが、これに文章的な肉付けをしたものを取りまとめ、臨時会などに間に合えば報告させていただきたいと思っております。

○委員長 ほかにございますか。

(なし)

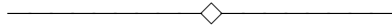
ほかにないようですので、これより第33号議案足立区立小学校及び中学校の学校選択に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のと

おり可決することに決定いたします。



○委員長 次に、日程第10、第34号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第10、第34号議案足立区教育財産の用途廃止の承認について。

以上。

○委員長 第34号議案について、石居学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元の資料の78ページをお願いいたします。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

1、提案理由でございますが、鹿浜小学校の廃校に伴い、教育財産の用途を廃止する必要があるためでございます。

2、用途廃止する財産及び用途廃止日でございます。

廃止する財産につきましては、(1)の鹿浜小学校、足立区鹿浜四丁目20番22号でございます。

財産の種類でございますが、建物、校舎1から3、倉庫1・2、給食・シャワー室、陶芸小屋、その他工作物等でございます。

用途の廃止年月日は、本年3月31日でございます。

今後の方針でございますが、公有財産規則に基づきまして、資産管理課長あてに用途廃止を協議すると同時に、財産の取り壊し完了後は資産管理部長あてに公有財産取り壊しについて、通知をいたします。

私からは、以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第34号議案について、ご質問、ご意見があり

ましたら、委員のご発言をお願いいたします。

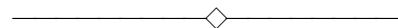
(なし)

ないようですので、これより第34号議案足立区教育財産の用途廃止の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたします。



○委員長 次に、日程第11、26受理番号1の陳情についてを議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第11、26受理番号1平成28年度から使用する中学校教科書の採択にあたり、日本の真実の歴史と文化及び家族の大切さを理解し、適切な愛国心、道徳心を養いうる教科書の採択を求める陳情。

以上。

○委員長 この26受理番号1についての陳情に関しては、第10回の定例会におきましてご審議いただき、以降、継続審議となっております。その後、第10回の定例会のときにご説明いただいた内容について、変更などの動きがありましたら、関係所管の教育指導室長よりご報告をお願いいたします。

教育指導室長。

○教育指導室長 特に変更点はございません。

○委員長 ただいまの説明のとおり、変更はないということでありました。

これにつきまして、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

(なし)

では、採決をしたいと思います。

まず、不採択をすることに賛成の方の挙手を求

めます。

(賛成者挙手)

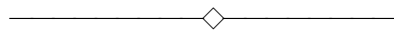
0名です。

それでは、継続審議とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

4名です。

不採択が0名、継続審議が4名であります。よって、本案につきましては、継続審議とすることに可決いたします。



○委員長 次に、日程第12、教育長報告です。

青木教育長、お願いいたします。

○教育長 それでは、私から、第1回区議会定例会の代表質問についての報告を簡単にしたいと思います。

今回は日程の関係で通常3日のところを1日となり、質問項目も絞られています。自民党の代表質問については、かねてからの教育改革の見直し、大きくは学校選択制と二期制についてご質問がありました。学校選択制については、中学校については現行どおり、小学校については隣接する学区域への選択に限定すると、二期制については、年度内に結論を出すのは難しいと。そもそも二期制に移行した理由は、授業時数の確保という点でしたが、その検証が十分でないことと、道徳や英語の教科化の変更要素があるということも含めて、土曜授業も含めた全体の整理が十分についていないという状況であるという回答をさせていただきました。

それから新しい教育委員会制度についてご質問がありました。特に、総合教育会議について、区長が主催をするものであるが、教育委員会としてどう発言をしていくのかというご質問については、特に学力向上については、これまでの小中連携等を踏まえながら適切な提案をしているという回答

をさせていただきました。

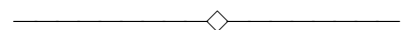
そのほか、子ども・子育て新制度につきましてご質問をいただきました。公明党からは学校選択制や二期制で同趣旨のご質問をいただき、同様の回答をさせていただきました。それから副担任制度についての再構築についてのご質問をいただきました。これまで以上にきめ細やかな子どもの実態にあった対応をしていくための見直しであるという趣旨の答弁をさせていただきました。その他、子ども新システムについてのご質問をいただきました。

共産党からは、副担任制度の見直し、特に少人数学級との関連でご質問をいただきました。これも実質的にこれまで以上の細やかな子どもの実態にあった対応をしていくための見直しであるという趣旨の答弁をさせていただきました。それと統廃合についても引き続き進めていくという答弁をさせていただきました。

民主党からは、子ども子育て、特に待機児童についてもご質問をいただき、これについても適切に対応していくという答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。



○委員長 青木教育長。

○教育長 私から本日、追加をしたい議案がございますが、よろしいでしょうか。

○委員長 ただいま青木教育長より、追加議案の提案がありました。

各委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

それでは、青木教育長より、議案の内容についてご説明をお願いいたします。

○教育長 私自身のことでございますが、教育委員

及び教育長の職を、この3月31日をもって辞職したいと考えております。辞職の理由でございますが、ご案内のとおり、この4月から60年振りの制度の見直しということで、教育委員会制度が改まります。教育大綱の策定権限、それから総合教育会議の主催といったものが区長の権限として新たに加わり、それが4月1日から動き出すということでございます。

また、教育長につきましても、教育委員長と教育長が一本化されて、いわば教育委員会の代表あるいは責任の所在が明確になると、こういった趣旨で制度改正がなされるわけでございますが、その教育長の身分につきましては、現在職である私の任期が満了するまで、要は旧の教育長の形で存続します。そして、あわせて教育委員長と、その間は並列する、併存するという、現行の教育委員会制度の形が残るといった、いわば経過措置がついてございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、大きな制度改正があるわけでございますし、足立区につきましても学力、それから子どもの貧困をはじめ重要課題が山積をしておりますので、こうしたチャンスをつかえて教育長人事につきましても新しい教育委員会制度の趣旨にのっとった本来の姿で、ぜひ4月1日からスタートしていただきたいという趣旨で辞職をさせていただきたいと思っています。

なお、教育委員の辞職に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条に「委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て辞職することができる」とあります。既に、区長につきましては、辞職の同意をいただいております。法律に基づきまして、本日ここに日程第13、第35号議案として、足立区教育委員会委員の辞任の同意についてをご審議願います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ただいま教育長本人より、ご説明がありました。

これより議案審議に入ります。日程第13、第35号議案足立区教育委員会委員の辞任の同意についてを議題といたします。

この議案につきましては、人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定に基づき、教育長は議事に加わることができませんので、ここでご退席をお願いいたします。

(教育長退室)

それでは、第35号議案について、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

桑原委員。

○桑原委員 青木教育長と委員として一番長い付き合いということで一言申し上げさせていただきます。青木教育長と一緒に仕事をさせていただいて本当に光栄というか、よかったと思っております。学校選択制や二期制の話などありましたが、齋藤前教育長と同様に、学校現場や小中PTA連合関係の行事など、現場を大切にくださった教育長であったと思います。そんな中で、区の施策もいろいろと考えていただいて、保護者としてもありがたかったと思います。

そんな中でも、いろいろな施策も10年を超えるものもたくさん出てきました。教育改革の見直しや選択制、二期制の見直し等で、青木教育長に旗を振っていただき今回、第33号議案等を採決したところですが、力を入れてこられた教育長でありますし、私たちもそれに協力してきたということもございます。

今回、今月いっぱい辞任というお話ですが、できれば続けてほしいと個人的には思っておりますが、足立区の教育というところから見ますと、青木教育長の意志を尊重することは、いたし方な

いのかなと思います。

○委員長 小川清美委員、どうぞ。

○小川清美委員 私も関わらせていただいて、本当にいろいろなことが考えられるバランスのとれた、そして足立区の教育のことをよく考えておられた教育長なので、実はとても惜しい気持ちです。といても、今度の任期が7月まででということ、ご自身がここで辞任ということを決意されたということで、すごく残念ですが、ご本人の意志を尊重するというので認めざるを得ないと思っています。

○委員長 私からも。教育長本人の辞任の意志が堅いようですので、意思を尊重したいと思います。

では、これより第35号議案足立区教育委員会委員の辞任の同意についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

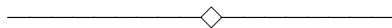
(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたします。

それでは、議案審議が終了いたしましたので、教育長の入室を認めます。

(教育長入室)

では、第35号議案足立区教育委員会委員の辞任の同意については、ただいま審議が終了し、同意することに決定いたしましたので、教育長にお知らせいたします。



○委員長 続いて、2、報告事項に入ります。

ご質問等は、全ての報告が終わってからお受けいたします。

それではまず、①と②について、荒井教育政策課長、お願いいたします。

教育政策課長。

○教育政策課長 それでは、資料の79ページをお開きください。

伊興小学校の物損事故に関する損害賠償についてです。

この件に関しまして、示談が成立いたしましたので、お知らせするものでございます。

事故発生日時、発生場所、被害者の方につきましては、資料に記載のとおりでございます。

事故の内容等でございますが、当該小学校におきましては改築工事を控えておりまして、校庭が使えないといったような状況の中でソフトボール投げの練習を代替地で行っていたところでございます。50メートル弱の十分な距離を確保してやっていたところではございますが、児童の投げたボールが教諭の頭上をはるかに越えて道路でワンバウンドし、相手方の所有する家屋(アパート)の窓ガラスに当たり破損させたという事故の内容になっています。

示談の内容ですが、示談成立日2月18日、窓ガラスの修理代金として3万2,400円を支払うということでございます。

なお、本件につきましては、特別区自治体総合賠償責任保険の対象でございますので、全額補填される内容でございます。

続きまして、80ページをお開きください。

放課後子ども教室の実施状況と平成27年度の方針についてでございます。

これまで放課後子ども教室は、小学校全校で週5日2会場以上での実施を目指して取り組んでまいりました。平成26年度の数字については、まだこれからも積みあがってまいりますので、25年度までの記載となっておりますが、グラフでございましてお知り着実に増えてきております。

27年度の方針でございますが、全校で週3日以上でというところも1校を残してほぼ確定できるようとなっておりますので、来年度以降は全校で全学年での実施、これを目指していきたい

と考えておるところでございます。

また、図書室を活用した学習環境の確保ということで、週3日以上程度を目安として、放課後子ども教室の中で図書室の活用を進めていきたいと考えているところでございます。

以下、安定運営の支援等は記載のとおりでございます。

今後も、実行委員会・学校と協議しながら、継続かつ安定した運営に努め、放課後子ども教室の充実に取り組んでまいりたいと考えておるところです。

私からは、以上でございます。

○委員長 次に、③について、絵野沢学校適正配置担当課長、お願いいたします。

学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長 それでは、お手元の資料の81ページをごらんください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

大きな1番でございますが、上沼田小学校と鹿浜小学校、こちらの2校については今月末をもって閉校しまして、4月から「鹿浜五色桜小学校」として統合校が開校いたします。

統合地域協議会が第十二回ということで、3月2日に最終の協議会を開催させていただきました。

内容につきましては、統合新校の校歌ができましたので、そういったことを皆さんにお聞かせしましたり、あるいは統合新校の開かれた学校づくり協議会についての報告等を行いました。

日付が前後しますが、(2)としまして、鹿浜小学校が今後4月以降に解体されますが、解体工事の説明会を2月3日に実施いたしました。

(3)及び、次の2番、鹿浜中学校と第八中学校の実施計画に関する(1)統合地域協議会ニュースの発行についてということで、こちらは小中ともに統合地域協議会が終了後、それぞれの内容についてニュースを発行して地域及び学校関係

の皆様にお配りしているところでございます。

続きまして、3番でございますが、上沼田中学校と江北中学校の適正規模・適正配置実施計画(案)についてでございます。

江北地区につきましては、統合の小学校を現在、上沼田都住の建替えによる創出用地に建設できないかどうか、再検討を着手しておりますが、中学校については現行のお示ししている統合案で、両校の開かれた学校づくり協議会で内諾をいただきましたので、昨日になります。第一回目の統合地域協議会を開催させていただきました。

委員の構成ですが、両校の開かれた学校づくり協議会から選出されたそれぞれ10名ずつの合計20名で構成をしている団体となっております。

昨日の協議内容といたしましては、案としてお示ししてありました実施計画について、正式決定の了承をいただいたところでございます。こちらについては、年度内に区長決定を進めていきたいと考えております。

また、統合新校の校名の決定方法については、公募により決定するというご意見を皆さんの合意をいただいたところでございます。

また、統合地域協議会ニュース発行も、従来どおり町会・自治会の回覧及び学校関係、今回は江北地区内の小学校、中学校の全校にお配りするよう形で地域に広く情報を流してしていきたいと考えております。

今後の方針ですが、鹿浜小学校については、今回をもって統合地域協議会は終了となりますが、必要に応じて統合後のサポートを継続していきたいと考えてございます。

また、江北地区の中学校は今回、第一回目ということで開催いたしました。統合地域協議会において、さまざまな課題を整備して具体的な検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

私からは、以上でございます。

○委員長 次に、④から⑦について、浮津教育指導室長、お願いいたします。

教育指導室長。

○教育指導室長 それでは、83ページをお開きください。

第3回いじめアンケート集計結果報告について、ご説明させていただきます。

この調査は、1月20日から2月20日までにを行った、4月から2月までのいじめの認知件数ということで出ております。

小学校が945件、中学校が439件となっております。解消数については、それぞれ小学校が945件中854件で解消率が90%、中学校が439件中383件で解消率が87%となっております。この認知件数が多いのは、いろいろな形、いじめ相談箱、スクールカウンセラーとの連携等で、初期段階のいじめも見つけているというようなことが結果として出たと考えております。

解消率では、小学校の未解消が10%、中学校の13%については、また教育委員会と連携をして早期解決を図りたいと思っております。

2番目、84ページからは、この認知した、いじめの態様内訳ごとの件数と、いやなことがあったときに相談できる相手について、ということで記載させていただいております。

続いて、85ページです。

足立はばたき塾の結果について、ご報告をさせていただきます。

2月14日に、最後のはばたき塾が終了し、都立の受験も終わったところです。

3月3日現在、参加者90名の進学先については記載のとおりです。進学重点校は4名で、進学指導特別推進校が1名、進学指導推進校が30名等、90名の結果が出ております。

同様に、はばたき塾に参加することができな

った児童対象の土曜補修塾についても、19名の進学先、3月3日現在のものを記載させていただいております。

平成27年度、もう既に新しいはばたき塾の第4回がスタートしておりますが、プロポーザルの結果、早稲田アカデミーが昨年まで行っておりましたが、委託事業者がエデュケーショナルネットワークということで、先週の日曜日に117名が受験をして今、結果をまとめているところでございます。新事業者につきましては、これまでの3年間の成果をもとに、はばたき塾をまた進めてまいりたいと思います。

86ページをごらんください。

平成27年4月1日付の教育管理職異動内示について、ご報告させていただきます。

東京都教育委員会から、校長、副校長の異動内示がございましたので、ご報告をさせていただきます。

小中学校とも再任用や内転、副校長、主幹からの昇任、他区からの転入、他区からの昇任等、また統括校長ということで、小学校で校長が18名、副校長が26名の異動内示がございました。中学校に関しては、校長が22名、副校長が14名の異動内示がございました。既に、学校へは、本人止まりで連絡をさせていただいております。4月1日に辞令の交付を行う予定でございます。

続いて、87ページです。

学校事故報告について（平成26年度2月分）、ご説明をさせていただきます。

1、学校事故状況ですが、管理下7件（小学校7件）、それから管理外2件（小学校2件）、合計9件とも、今月は小学校の件となっております。

2、事故内容として、（1）交通事故、また飛び出し等がありますので、これについては学校に指導して再発防止ということを考えております。

（2）授業中のけがについては、2件とも体育



の授業でのけがということですので、これもまた安全管理の徹底を指導してまいります。

(3) 休憩時間、放課後、登下校時、部活動等に関しては、昼休み、それから登校の際ということで出ております。

3、各学校への事故防止の指導については、年間を通じて交通事故がやはり多い状況がございますので、このことについては残り3週、2週間ですが、各学校に再度、改めて周知して安全を徹底してまいりたいと思います。

裏面については、詳細が記載されております。

私からは、以上です。

○委員長 次に、⑧について、鳥山子ども家庭課長、お願いいたします。

子ども家庭課長。

○子ども家庭課長 89ページをごらんください。

件名、所管部課名につきましては記載のとおりでございます。

国の子ども・子育て支援事業計画につきまして、記載のとおり、1月26日から2月24日までパブリックコメントを実施いたしました。その結果、9名の方から25件のご意見をいただいております。

内訳でございますが、保育所等の整備等や運営に関することにつきまして15件、学童保育室のご意見が2件、それから子育てサロンが1件、そのほか事業計画ついてなど、そのほかのご意見ということで7件いただいております。計25件でございます。

それぞれのご意見に対する区の考え方につきましては、90ページ以降に記載をさせていただいております。後でごらんをいただきたいと思っております。また、この25件のうち、事業計画に反映すべきものが2件ございました。

一つ目が、90ページの2番のところでございます。これについては、連携保育所の記載が事業

計画のみでしたので、その点を新たに記載させていただいているのが一点でございます。

それから、96ページの22番でございますが、要点の中で民間の保育所等では教育も行っているが、現在の事業計画上の記載では保育だけと読み取れてしまうというところがありましたので、その点のご意見を反映いたしまして、この下になりますが、下線が引いてある記載に改めて修正をかけてございます。

以上、パブリックコメントの結果でございます。私からは以上です。

○委員長 ただいま各担当所管から、報告事項がありました。

これらにつきまして、各委員からご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

桑原委員。

○桑原委員 学校事故報告ということで浮津教育指導室長からご報告がありましたが、今回、たまたま交通事故も含めて学校の事故数が小学校に限られていますが、小学校だけではなく、ぜひ中学校へも安全の徹底をお願いしたいと思っております。先ほど室長がそれを含めておっしゃいましたが、改めて読ませていただきました。

○委員長 ほかにございますか。

小川清美委員。

○小川清美委員 この資料とは直接的な関係はないのですが、例の川崎の中1のお子さんのことで、たしか今、不登校になっていていじめが原因を調査しますとなっているので、今は調査中であると思うのですが、そのあたりのことも少し教えてください。

○委員長 教育指導室長。

教育指導室長 川崎の件を受け、文部科学省が緊急で不登校の生徒、それから重篤なケースということで調査がありました。全校に調査をかけたところ、長期欠席者についても学校は継続的に連絡

をしております。7日間以上連続して休んでいて連絡がとれない生徒はおらず、かつ重篤なケースはありませんでしたので、報告としては「0件」として連絡をさせていただいています。ただ、不登校も、かなり多い数については、学校は定期的に連絡をとっているということでございます。

以上です。

○委員長 ほかにごございますか。

桑原委員。

○桑原委員 足立はばたき塾についての確認です。

27年度の実施についてですが、また応募者がたくさん出た場合、土曜補習組は27年度も考えているのでしょうか。

○委員長 教育指導室長。

○教育指導室長 受験をしているお子さんが実際どういうレベルかというのを今、担当の業者と調整をしているところですので、それにあわせてどういうフォローができるかを検討しているところでございます。

○委員長 ほかにごございますか。

(なし)

ないようでございますので、報告事項を終了いたします。

それでは、以上をもちまして、本年第3回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後16時13分閉会

平成 27 年 第 3 回  
足立区教育委員会定例会

日 時 平成 27 年 3 月 12 日 木曜日 午後 3 時 00 分開議  
会 場 足立区教育委員会室

1 議事日程	頁
日程第 1 第 25 号議案 足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の進達について	1
日程第 2 第 26 号議案 足立区教育委員会の権限の委任に関する規則	3 7
日程第 3 第 27 号議案 足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則	4 0
日程第 4 第 28 号議案 取り下げ	
日程第 5 第 29 号議案 足立区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則	4 4
日程第 6 第 30 号議案 足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	4 8
日程第 7 第 31 号議案 足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則	5 6
日程第 8 第 32 号議案 足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の進達について	6 7
日程第 9 第 33 号議案 足立区立小学校及び中学校の学校選択に関する規則の一部を改正する規則	7 4
日程第 10 第 34 号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について	7 7
日程第 11 26 受理番号 1 平成 28 年度から使用する中学校教科書の採択にあたり、日本の真実の歴史と文化及び家族の大切さを理解し、適切な愛国心、道徳心を養いうる教科書の採択を求める陳情	
日程第 12 教育長報告	
日程第 13 第 35 号議案 足立区教育委員会委員の辞任の同意について	別紙

## 2 報告事項

- ① 伊興小学校における物損事故に関する損害賠償について 《荒井 教育政策課長》 … 79
- ② 放課後子ども教室の実施状況と平成27年度の方針について  
《荒井 教育政策課長》 … 80
- ③ 足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について  
《絵野沢 学校適正配置担当課長》 … 81
- ④ 第3回いじめアンケート集計結果報告について 《浮津 教育指導室長》 … 83
- ⑤ 足立はばたき塾について 《浮津 教育指導室長》 … 85
- ⑥ 平成27年4月1日付教育管理職異動内示について 《浮津 教育指導室長》 … 86
- ⑦ 学校事故報告について（平成27年2月分） 《浮津 教育指導室長》 … 87
- ⑧ （仮称）足立区子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの実施  
結果について 《鳥山 子ども家庭課長》 … 89

## 3 その他報告資料

- ① 小学校統廃合計画決定無効確認等請求の経過報告について [学校適正配置担当課]…97
- ② 平成27年度足立区育英資金奨学生決定について [学務課]…98
- ③ 児童手当法に基づく児童手当からの費用徴収結果について [学務課]…99
- ④ 第6回「あだち子ども百人一首大会」の開催結果について [青少年課]…100
- ⑤ 行事实施結果・行事实施予定 [青少年課]…101
- ⑥ 行事实施結果・実施予定 [生涯学習振興公社]…103

## 第 25 号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担  
に関する条例の進達について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木 光夫

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担  
に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)に基づく子どものための教育・保育給付(法附則第 6 条第 1 項の規定による委託費の支払を含む。)に係る教育若しくは保育又は特別保育を受ける小学校就学前子どもの保護者又は扶養義務者(以下「利用者」という。)が負担すべき費用その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設 児童福祉法(昭和 25 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育を目的とするものであって、同法第 35 条第 3 項によらず足立区(以下「区」という。)が設置する施設をいう。
- (2) 私立認可保育所 法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。
- (3) 幼稚園型認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例(平成 18 年東京都条例第 174 号)第 3 条第 2 号に規定する認定こども園をいう。

- (4) 利用者負担額 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する市町村が定める額並びに認可外保育施設の利用に係る負担額をいう。
- (5) 特定教育・保育等 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び認可外保育施設における保育をいう。
- (6) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分をいう。
- (7) 保育短時間 府令第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分をいう。
- (8) 長時間利用 認定こども園において、保育標準時間又は保育短時間を利用することをいう。
- (9) 短時間利用 認定こども園において、東京都認定こども園の認定要件に関する条例第2条第5号に規定する共通利用時間のみを利用することをいう。
- (10) 特別保育 足立区における保育の利用等に関する条例（平成23年足立区条例第4号）第11条第1項に規定する特別保育及び足立区立認定こども園条例（平成23年足立区条例第35号）第5条第1項第3号に規定する預かり保育をいう。
- (11) 特定負担額 私立認定こども園において、施設別に特定教育・保育の質向上の対価として定める額

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（利用者負担額の徴収等）

第3条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及

び私立認可保育所が区の区域内に住所を有する支給認定子どもに特定教育・保育等を行ったときは、次条に定める利用者負担額を利用者から徴収する。

2 特定教育・保育施設（区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、区の区域内に住所を有する支給認定子どものための特定教育・保育等を行ったときは、次条に定める利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。

3 区長は、他の区市町村の区域内に住所を有する支給認定子どもが、区が設置する特定教育・保育施設及び区内の私立認可保育所を利用する場合には、当該支給認定子どもが居住する区市町村が定める利用者負担額を利用者から徴収する。

4 特定教育・保育施設（区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、他の区市町村の区域内に住所を有する支給認定子どもが当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合には、当該支給認定子どもが居住する区市町村が定める利用者負担額を利用者から受けるものとする。

（特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額）

第4条 利用者負担額は、利用する施設及び事業ごとに別表第1から別表第6までに定めるとおりとする。ただし、これらの表に定める利用者負担額が法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額（以下「政令額」という。）を超えることとなる場合は、政令額を上限とする。

（保育の利用における利用者負担額の調整）

第5条 前条の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定教育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業を2人以上の支給認定子どもが利用しているもの（以下この条において「当該世帯」

という。以下この条において同じ。)であって、かつ、当該世帯内で最も出生が早い支給認定子どもから順に2人目の子どもが法第19条第1項第2号又は第3号に係る支給認定子ども(以下「2号又は3号認定子ども」という。)である場合の当該子どもの利用者負担額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該子どもが特定教育・保育施設(保育所及び認定こども園(長時間利用)に限る。)、認可外保育施設又は特定地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)を利用する場合 別表第7に定める額

(2) 当該子どもが居宅訪問型保育事業を利用する場合 別表第4に定める額に0.5を乗じて得た額

2 前条の規定にかかわらず、当該世帯内で、最も出生が早い支給認定子どもから順に3人目以降の2号又は3号認定子どもに係る利用者負担額は、無料とする。

(教育の利用における利用者負担額の調整)

第6条 第4条の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、小学校1学年から3学年までの子ども又は特定教育・保育施設、認可外保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用する支給認定子どもが2人以上いるもの(以下この条において「当該世帯」という。)であって、かつ、当該世帯内で最も出生が早い子ども(小学校3学年までのものに限る。)から順に2人目の子どもが法第19条第1項第1号に係る支給認定子ども(以下「1号認定子ども」という。)である場合の当該子どもの利用者負担額は、利用する施設に応じて別表第8又は別表第9に定める額とする。

2 当該世帯内で、最も出生が早い子ども(小学校3学年までのものに限る。)から順に3人目以降の1号認定子どもに係る利用者負担額は、無料とする。

(特別保育に係る利用料の徴収)



第7条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設において特別保育を行ったときは、特別保育に係る利用料（以下「特別保育利用料」という。）を利用者から徴収する。

2 区が設置する特定教育・保育施設（区立認定こども園を除く。）及び認可外保育施設に係る特別保育利用料の額は、別表第10に定める額とする。

3 区立認定こども園に係る特別保育利用料の額は、別表第11に定める額とする。

（利用者負担額及び特別保育利用料の決定）

第8条 区長は、利用者負担額及び特別保育利用料（以下「利用者負担」という。）を決定し、又は変更したときは、その旨を特定教育・保育施設、認可外保育施設及び特定地域型保育事業の利用者並びにその利用に係る特定教育・保育施設及び認可外保育施設の長並びに特定地域型保育事業者に通知しなければならない。

（利用者負担の減額又は免除）

第9条 第4条から前条までの規定にかかわらず、区長は、特別の事情があると認めるときは、利用者の申請に基づき、その利用者負担を減額し、又は免除することができる。

（利用者負担の納期限）

第10条 利用者は、前2条の規定により決定された利用者負担を指定された納期限までに納付しなければならない。

（督促及び滞納処分）

第11条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保育所の利用者が利用者負担を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 区長は、利用者負担額を納付すべき者が前項の規定による督促を受け、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(利用者負担の返還)

第12条 区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保育所を利用するために納めた利用者負担は、返還しない。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(事務の委任)

第13条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。ただし、第3条第1項及び第3項、第7条第1項並びに第10条から第前条までに定める事務を除く。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(認可保育所、区立認定こども園（長時間利用）及び認可外保育施設に係る利用者負担額に関する措置)

第2条 第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日現在、認可保育所、区立認定こども園（長時間利用）及び認可外保育施設を利用している子どもが、同年27年4月1日以後も継続してこれらの施設を利用（区立認定こども園にあつては長時間利用に限る。）する場合（これらの施設間で転所する場合を含む。）であつて、当該子どもに対して平成27年度に適用される利用者負担額の階層区分が、平成26年度の保育料算定のためにこの条例による改正前の足立区における保育の実施等に関する条例（平成23年足立区条例第4号。以下「旧保育条例」という。）第16条及び足立区立認定こども園条例（平成23年足立区条例第35号。以下「旧認定こども園条例」という。）第14条第1項第1号の規定に基づき決定された階層区分（以下この

項において「旧階層」という。)を3階層以上上回ったときは、旧階層に定める保育料金額を利用者負担額として適用する。

2 前項の措置は、平成27年4月分から8月分までの利用者負担額に限り適用する。ただし、当該子どもが転所(前項の施設間での転所を除く。)し、又は退所した場合は、転所し、又は退所した日が属する月の翌月(転所し、又は退所した日が月の初日の場合は当月)から適用しない。

3 第1項の規定を適用する場合における利用者負担額の調整にあつては、第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第1号中「特定教育・保育施設(保育所及び認定こども園(長時間利用)に限る。)、認可外保育施設又は特定地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)」とあるのは「特定教育・保育施設(保育所及び認定こども園(長時間利用)に限る。)」と、「別表第7」とあるのは「付則別表第1」と読み替えるものとする。

4 旧保育条例第15条から第24条までの規定及び別表第3から別表第5までの規定は、施行日前の保育の実施等に係る費用に関しては、なおその効力を有する。

5 旧認定こども園条例第14条から第17条までの規定及び別表の規定は、施行日前の保育及び教育の実施に係る費用に関しては、なおその効力を有する。

(私立認定こども園(長時間利用)に係る利用者負担額に関する措置)

第3条 平成27年3月31日現在、私立認定こども園(幼稚園型認定こども園に限る。)に在籍する満3歳児、3歳児又は4歳児(適用年度において生計を一にする世帯に小学校1学年から小学校3学年までの子どもがいる場合に限る。)が同年4月1日以後も継続して同一の施設を利用(長時間利用に限る。)する場合は、当該子どもに対して施設を利用する年度に適用される階層区分(以下この条において「新階層」という。)に基づく利用者負担額及び特定負担額の合計額が、

適用年度における当該子どもの同一施設の短時間利用に係る利用者負担額、特定負担額及び給食費並びに延長保育（保育標準時間の認定を受けた子どもは11時間分から短時間利用に係る時間を除いたもの、保育短時間認定の認定を受けた子どもは8時間分から短時間利用に係る時間を除いたもの）に係る費用（適用年度に当該月額保育に係る費用を設定していない施設は平成26年度の費用）の合計額から別に定める助成相当分を減じて得た額（以下この条において「差引後金額」という。）を上回った場合に限り、差引後金額を上回らず、かつ、最も近い利用者負担額となる新階層を適用する。

- 2 前項の措置は、当該子どもが同一の施設を利用している期間適用する。ただし、当該子どもが転所し、又は退所した場合は、転所し、又は退所した日が属する月の翌月（転所し、又は退所した日が月の初日の場合は当月）から適用しない。

第4条 平成27年3月31日現在、私立認定こども園に在籍する0歳児、1歳児、2歳児、満3歳児、3歳児又は4歳児（前条の措置が適用されるものを除く。）が、同年4月1日以後も継続して同一の施設を利用（長時間利用に限る。）する場合は、当該子どもに対して施設を利用する年度に適用される階層区分（以下この項において「新階層」という。）に基づく利用者負担額及び特定負担額の合計額が、平成26年度の保育料（保育標準時間の認定を受けた子どもは適用年度の年齢に係る11時間分の保育料とし、保育短時間の認定を受けた子どもは適用年度の年齢に係る8時間分の保育料とする。）、特定負担額及び給食費の合計額から別に定める助成相当額を減じて得た額（以下この項において「差引後金額」という。）を上回った場合に限り、差引後金額を上回らず、かつ、最も近い利用者負担額となる新階層を適用する。

- 2 前項の措置は、平成27年3月31日現在における0歳児又は1歳児にあつては2歳児の年度末までの期間に係る利用者負担額に限り適

用し、2歳児、満3歳児、3歳児又は4歳児にあつては同年4月分から8月分までの利用者負担額に限り適用する。ただし、当該子どもが転所し、又は退所した場合は、転所し、又は退所した日が属する月の翌月（転所し、又は退所した日が月の初日の場合は当月）から適用しない。

（特定地域型保育事業に係る利用者負担額に関する措置）

第5条 平成27年3月31日現在、平成27年度に特定地域型保育事業（事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く。以下この条において同じ。）に移行する事業を利用している子どもが、同年4月1日以後も継続して同一の特定地域型保育事業を利用する場合に、当該子どもに対して事業を利用する年度に適用される利用者負担額は、付則別表第2及び付則別表第3に定める額とする。

2 前項の措置は、当該子どもが同一の特定地域型保育事業を利用している期間適用する。ただし、当該子どもが同一の特定地域型保育事業を変更（同一の事業区分間での変更を除く。）し、又は辞めた場合は、変更し、又は辞めた日が属する月の翌月（変更し、又は辞めた日が月の初日の場合は当月）から適用しない。

（東京都認証保育所の認可保育所移行に係る措置）

第6条 東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）が認可保育所に移行する際に在籍する支給認定子どもが、継続して同一の保育所を利用する場合は、当該子どもに対して移行後に適用される階層区分（以下この項において「新階層」という。）に基づく利用者負担額が、移行する月の前月の保育料（保育標準時間の認定を受けた子どもは適用年度の年齢に係る11時間分の保育料とし、保育短時間の認定を受けた子どもは適用年度の年齢に係る8時間分の保育料とする。）から別に定める助成相当額を減じて得た額（以下この項において「差引後金額」という。）を上回った場合に限り、差引後金額を上回らず、かつ、最も近い利用者負担額となる新階層を適用する。

2 前項の措置は、当該子どもが在籍する認証保育所が認可保育所に移行した月から起算して5月までの利用者負担額に限り適用する。ただし、次項の適用期間にかかわらず、当該子どもが転所（同一の施設区分への転所を除く。）し、又は退所した場合は、転所し、又は退所した日の属する月の翌月（転所し、又は退所した日が月の初日の場合は当月）から適用しない。

3 前2項に定める措置は、平成32年3月31日まで適用する。

第7条 前各条に定めるもののほか、区長が特に必要と認めるときは、別に定めるところにより、利用者負担額に関する措置を講じることができる。

（私立認可保育所に関する特例）

第8条 私立認可保育所が特定教育・保育を提供する場合にあっては、法附則第6条の規定の適用がある間、第2条第1号中「法第27条第3項第2号」とあるのは「法附則第6条第4項」とする。

（施設型給付費等に関する経過措置）

第9条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に係る支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合にあっては、法附則第9条の規定の適用がある間、第2条第1号中「法第27条第3項第2号」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イ」と、「第28条第2項各号」とあるのは「第28条第2項第1号及び第3号、法附則第9条第1項第2号ロ（1）」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。

第10条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に係る支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、法附則第9条の規定の適用がある間、第2条第1号中「及び第30条第2項第1号から第3号まで」とあるのは「、第30条第2項第1号及び第3号並びに法附則第9条第1項第3号イ（1）」とする。

（足立区における保育の実施等に関する条例の一部改正）

第 1 1 条 足立区における保育の実施等に関する条例（平成 2 3 年足立区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項中「第 1 3 条に定める」を「児童ごとの」に改める。

第 1 5 条を次のように改める。

（保育の利用における費用の徴収）

第 1 5 条 保育料の徴収等については、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担条例（平成 2 7 年足立区条例第 号。以下「利用負担条例」という）に定めるところによる。

第 1 6 条から第 2 4 条までを削除する。

第 2 9 条中「別表第 5」を「利用者負担条例」に改める。

第 3 3 条中「ただし、第 1 5 条、第 1 7 条、第 1 9 条及び第 2 2 条から第 2 4 条までに定める事務を除く。」を削除する。

別表第 3、別表第 4 及び別表第 5 を削除する。

（足立区認定こども園条例の一部改正）

第 1 2 条 足立区認定こども園条例（平成 2 3 年足立区条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を次のように改める。

（保育料等の徴収）

第 1 4 条 保育及び教育に係る利用者負担の額、納付及び減免については、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成 2 7 年足立区条例第 号）に定めるところによる。

第 1 5 条から第 1 7 条までを削除する。

第 1 9 条第 2 項中「別表」を「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担条例（平成 2 7 年足立区条例第 号）」に改める。

別表を削除する。

付則別表第 1（付則第 2 条関係）

旧階層の区分	適用される額
B階層、C階層及びD階層第1階層から第12階層までの階層に属する世帯	付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.5を乗じて得た額
D階層第13階層から第17階層までの階層に属する世帯	付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.6を乗じて得た額
D階層第18階層から第21階層までの階層に属する世帯	付則第2条に規定する旧階層に定める保育料金額に0.7を乗じて得た額

備考 算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

付則別表第2（付則第5条関係）

小規模保育事業・家庭的保育事業（給食実施）

階層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）			
		保育標準時間		保育短時間	
		第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護適用中の世帯	0円	~ 0円	0円	0円
B	A階層及びD階層を除き、前年度分特別区（市町村）民税非課税世帯	3,200円	1,600円	3,100円	1,550円
C	A階層を除き、前年度分特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	6,000円	3,000円	5,900円	2,950円
D1	A階層を除き、前年分の特別区（市町村）民税所得割課税世帯 1円以上 24,999円以下	6,500円	3,250円	6,400円	3,200円
D2	25,000円以上 34,999円以下 課税世帯	8,200円	4,100円	8,100円	4,050円



D 3	35,000円以上 49,999円以下 課税世帯	10,800円	5,400円	10,600円	5,300円
D 4	50,000円以上 64,999円以下 課税世帯	12,500円	6,250円	12,300円	6,150円
D 5	65,000円以上 89,999円以下 課税世帯	13,500円	6,750円	13,300円	6,650円
D 6	90,000円以上 114,999円以下 課税世帯	18,900円	9,450円	18,600円	9,300円
D 7	115,000円以上 144,999円以下 課税世帯	22,200円	11,100円	21,800円	10,900円
D 8	145,000円以上 174,999円以下 課税世帯	23,700円	12,400円	23,700円	12,200円
D 9	175,000円以上 204,999円以下 課税世帯	23,700円	13,300円	23,700円	13,050円
D10	205,000円以上 234,999円以下 課税世帯	23,700円	14,200円	23,700円	13,950円
D11	235,000円以上 259,999円以下 課税世帯	23,700円	15,100円	23,700円	14,850円

D12	260,000 円 以 上 284,999 円 以下課税世帯	23,700 円	15,850 円	23,700 円	15,600 円
D13	285,000 円 以 上 309,999 円 以下課税世帯	23,700 円	16,650 円	23,700 円	16,350 円
D14	310,000 円 以 上 329,999 円 以下課税世帯	23,700 円	17,350 円	23,700 円	17,050 円
D15	330,000 円 以 上 349,999 円 以下課税世帯	23,700 円	22,260 円	23,700 円	21,900 円
D16	350,000 円 以 上 364,999 円 以下課税世帯	23,700 円	23,040 円	23,700 円	22,620 円
D17	365,000 円 以 上 379,999 円 以下課税世帯	23,700 円	23,700 円	23,700 円	23,460 円
D18 ~ D25	380,000 円 以 上課税世帯	23,700 円	23,700 円	23,700 円	23,700 円

備考

- この表において、第1子とは生計を一にする世帯内で最も出生が早い支給認定子どもをいい、第2子とは当該世帯内で最も出生が早い支給認定子どもから順に2人目の支給認定子どもをいう（付則別表第2において同じ。）。
- 前項の世帯内で最も出生が早い支給認定子どもから順に3人目以降の支給認定子どもに係る利用者負担額は、無料とする（付則別表第2において同じ。）。

付則別表第3（付則第5条関係）

小規模保育事業・家庭的保育事業（給食未実施）

階層	階層区分の定義		利用者負担額（月額）			
			保育標準時間		保育短時間	
			第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護適用中の世帯		0円	0円	0円	0円
B	A階層及びD階層を除き、前年度分特別区（市町村）民税非課税世帯		2,600円	1,300円	2,600円	1,300円
C	A階層を除き、前年度分特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯		4,800円	2,400円	4,700円	2,350円
D1	A階層を除き、前年度の特別区（市町村）民税所得割課税世帯	1円以上 24,999円以下	5,200円	2,600円	5,100円	2,550円
D2		25,000円以上 34,999円以下	6,600円	3,300円	6,500円	3,250円
D3		35,000円以上 49,999円以下	8,600円	4,300円	8,500円	4,250円
D4		50,000円以上 64,999円以下	10,000円	5,000円	9,800円	4,900円
D5		65,000円以上 89,999円以下	10,800円	5,400円	10,600円	5,300円
D6		90,000円以上				

	114,999 円 以下課税世帯	15,100 円	7,550 円	14,800 円	7,400 円
D7	115,000 円 以上 144,999 円 以下課税世帯	17,800 円	8,900 円	17,500 円	8,750 円
D8	145,000 円 以上 174,999 円 以下課税世帯	19,800 円	9,900 円	19,500 円	9,750 円
D9	175,000 円 以上 204,999 円 以下課税世帯	21,300 円	10,650 円	20,900 円	10,450 円
D10	205,000 円 以上 234,999 円 以下課税世帯	21,500 円	11,350 円	21,500 円	11,150 円
D11 ~ D25	235,000 円 以上課税世帯	21,500 円	11,500 円	21,500 円	11,500 円

別表第 1 (第 4 条関係)

認可保育所・認定こども園(長時間利用)・認可外保育施設

階層	階層区分の定義	利用者負担額(月額)					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	A階層及びD階層を除き、前年度分特別区(市町村)民税非課税世帯	3,600円	3,500円	3,600円	3,500円	3,600円	3,500円

C	A階層を除き、前年度分 特別区（市町村）民税均 等割のみ課税世帯	6,700円	6,600円	6,100円	6,000円	6,100円	6,000円	
D1	A階層を 除き、前年 分の特別	1円以上 24,999円以下 課税世帯	7,200円	7,100円	6,800円	6,700円	6,800円	6,700円
D2	区（市町 村）民税所 得割課税	25,000円以上 34,999円以下 課税世帯	9,100円	8,900円	8,700円	8,600円	8,600円	8,500円
D3	世帯	35,000円以上 49,999円以下 課税世帯	12,000円	11,800円	10,500円	10,300円	10,200円	10,000円
D4		50,000円以上 64,999円以下 課税世帯	13,900円	13,700円	12,600円	12,400円	12,100円	11,900円
D5		65,000円以上 89,999円以下 課税世帯	15,000円	14,700円	14,600円	14,400円	14,100円	13,900円
D6		90,000円以上 114,999円以 下課税世帯	21,000円	20,600円	16,500円	16,200円	16,100円	15,800円
D7		115,000円以 上 144,999円以 下課税世帯	24,700円	24,300円	18,300円	18,000円	18,200円	17,900円
D8		145,000円以 上 174,999円以 下課税世帯	27,500円	27,000円	20,300円	20,000円	20,200円	19,900円

D9	175,000 円 以 上 204,999 円 以下課税世帯	29,600 円	29,100 円	21,800 円	21,400 円	21,700 円	21,300 円
D10	205,000 円 以 上 234,999 円 以下課税世帯	31,500 円	31,000 円	23,000 円	22,600 円	22,900 円	22,500 円
D11	235,000 円 以 上 259,999 円 以下課税世帯	33,500 円	32,900 円	24,200 円	23,800 円	24,000 円	23,600 円
D12	260,000 円 以 上 284,999 円 以下課税世帯	35,200 円	34,600 円	25,500 円	25,100 円	24,000 円	23,600 円
D13	285,000 円 以 上 309,999 円 以下課税世帯	37,000 円	36,400 円	26,700 円	26,200 円	24,000 円	23,600 円
D14	310,000 円 以 上 329,999 円 以下課税世帯	38,500 円	37,800 円	27,600 円	27,100 円	24,000 円	23,600 円
D15	330,000 円 以 上 349,999 円 以下課税世帯	41,200 円	40,500 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円
D16	350,000 円 以 上 364,999 円 以下課税世帯	42,700 円	42,000 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円
D17	365,000 円 以 上 379,999 円 以下課税世帯	44,200 円	43,400 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円

D18	380,000 円 以 上 394,999 円 以下課税世帯	45,500 円	44,700 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円
D19	395,000 円 以 上 409,999 円 以下課税世帯	47,000 円	46,200 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円
D20	410,000 円 以 上 424,999 円 以下課税世帯	51,400 円	50,500 円	30,600 円	30,100 円	26,000 円	25,600 円
D21	425,000 円 以 上 524,999 円 以下課税世帯	57,900 円	56,900 円	31,600 円	31,100 円	27,000 円	26,500 円
D22	525,000 円 以 上 724,999 円 以下課税世帯	63,700 円	62,600 円	32,600 円	32,000 円	28,000 円	27,500 円
D23	725,000 円 以 上 1,024,999 円以下課税世 帯	68,500 円	67,300 円	33,600 円	33,000 円	29,000 円	28,500 円
D24	1,025,000 円 以上 1,424,999 円 以下課税世帯	71,900 円	70,700 円	35,300 円	34,700 円	30,500 円	30,000 円
D25	1,425,000 円 以上課税世帯	75,500 円	74,200 円	37,100 円	36,500 円	32,000 円	31,500 円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

ろによる（付則別表第2及び別表第2から別表第6までにおいて同じ。）。

(1) 均等割 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。

(2) 所得割 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。

2 この表における年齢区分の適用に当たっては、特定教育・保育等が行われた日が属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は当該年度中に限り変更しないものとする（別表第2から別表第6までにおいて同じ。）。

3 4月から8月までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の特別区（市町村）民税課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあつては当該年度分の特別区（市町村）民税課税額を基に決定するものとする（付則別表第1及び付則別表第2並びに別表第2から別表第6までにおいて同じ。）。

別表第2（第4条関係）

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（給食実施）

階層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間
A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	A階層及びD階層を除き、前年度分特別区（市町村）民税非課税世帯	3,200円	3,100円	3,200円	3,100円	3,200円	3,100円
C	A階層を除き、前年度分特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	6,000円	5,900円	5,500円	5,400円	5,500円	5,400円
D1	1円以上						



	A階層を 除き、前年	24,999円 以下課税世帯	6,500円	6,400円	6,100円	6,000円	6,100円	6,000円
D2	分の特別 区（市町 村）民税所	25,000円以上 34,999円以下 課税世帯	8,200円	8,100円	7,800円	7,700円	7,700円	7,600円
D3	得割課税 世帯	35,000円以上 49,999円以下 課税世帯	10,800円	10,600円	9,500円	9,300円	9,200円	9,000円
D4		50,000円以上 64,999円以下 課税世帯	12,500円	12,300円	11,300円	11,100円	10,900円	10,700円
D5		65,000円以上 89,999円以下 課税世帯	13,500円	13,300円	13,100円	12,900円	12,700円	12,500円
D6		90,000円以上 114,999円以 下課税世帯	18,900円	18,600円	14,900円	14,600円	14,500円	14,300円
D7		115,000円以 上 144,999円以 下課税世帯	22,200円	21,800円	16,500円	16,200円	16,400円	16,100円
D8		145,000円以 上 174,999円以 下課税世帯	24,800円	24,400円	18,300円	18,000円	18,200円	17,900円
D9		175,000円以 上 204,999円以 下課税世帯	26,600円	26,100円	19,600円	19,300円	19,500円	19,200円
D10		205,000円以						

	上 234,999 円 以下課税世帯	28,400 円	27,900 円	20,700 円	20,300 円	20,600 円	20,200 円
D11	235,000 円 以 上 259,999 円 以下課税世帯	30,200 円	29,700 円	21,800 円	21,400 円	21,600 円	21,200 円
D12	260,000 円 以 上 284,999 円 以下課税世帯	31,700 円	31,200 円	23,000 円	22,600 円	21,600 円	21,200 円
D13	285,000 円 以 上 309,999 円 以下課税世帯	33,300 円	32,700 円	24,000 円	23,600 円	21,600 円	21,200 円
D14	310,000 円 以 上 329,999 円 以下課税世帯	34,700 円	34,100 円	24,800 円	24,400 円	21,600 円	21,200 円
D15	330,000 円 以 上 349,999 円 以下課税世帯	37,100 円	36,500 円	26,600 円	26,100 円	22,500 円	22,100 円
D16	350,000 円 以 上 364,999 円 以下課税世帯	38,400 円	37,700 円	26,600 円	26,100 円	22,500 円	22,100 円
D17	365,000 円 以 上 379,999 円 以下課税世帯	39,800 円	39,100 円	26,600 円	26,100 円	22,500 円	22,100 円
D18	380,000 円 以 上 394,999 円 以下課税世帯	41,000 円	40,300 円	26,600 円	26,100 円	22,500 円	22,100 円
D19	395,000円以						

	上 409,999 円 以下課税世帯	42,300 円	41,600 円	26,600 円	26,100 円	22,500 円	22,100 円
D20	410,000 円 以 上 424,999 円 以下課税世帯	46,300 円	45,500 円	27,500 円	27,000 円	23,400 円	23,000 円
D21	425,000 円 以 上 524,999 円 以下課税世帯	52,100 円	51,200 円	28,400 円	27,900 円	24,300 円	23,900 円
D22	525,000 円 以 上 724,999 円 以下課税世帯	57,300 円	56,300 円	29,300 円	28,800 円	25,200 円	24,800 円
D23	725,000 円 以 上 1,024,999 円以下課税世 帯	61,700 円	60,700 円	30,200 円	29,700 円	26,100 円	25,700 円
D24	1,025,000 円 以上 1,424,999 円 以下課税世帯	64,700 円	63,600 円	31,800 円	31,300 円	27,500 円	27,000 円
D25	1,425,000 円 以上課税世帯	68,000 円	66,800 円	33,400 円	32,800 円	28,800 円	28,300 円

別表第 3 (第 4 条 関係)

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業 (給食未実施)

階層	階層区分の定義	利用者負担額 (月額)					
		3 歳未満児		3 歳児		4 歳以上児	
		保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間

A	生活保護適用中の世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	A階層及びD階層を除き、 前年度分特別区（市町村） 民税非課税世帯		2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円
C	A階層を除き、前年度分 特別区（市町村）民税均 等割のみ課税世帯		4,800円	4,700円	4,400円	4,300円	4,400円	4,300円
D1	A階層を 除き、前年 分の特別	1円以上 24,999円以下 課税世帯	5,200円	5,100円	4,900円	4,800円	4,900円	4,800円
D2	区（市町 村）民税所 得割課税	25,000円以上 34,999円以下 課税世帯	6,600円	6,500円	6,200円	6,100円	6,200円	6,100円
D3	世帯	35,000円以上 49,999円以下 課税世帯	8,600円	8,500円	7,600円	7,500円	7,400円	7,300円
D4		50,000円以上 64,999円以下 課税世帯	10,000円	9,800円	9,000円	8,800円	8,700円	8,600円
D5		65,000円以上 89,999円以下 課税世帯	10,800円	10,600円	10,500円	10,300円	10,200円	10,000円
D6		90,000円以上 114,999円以 下課税世帯	15,100円	14,800円	11,900円	11,700円	11,600円	11,400円
D7		115,000円以 上144,999円						

## 第42号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担  
に関する条例施行規則

上記の議案を提出する。

平成27年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担  
に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成27年足立区条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。  
(負担能力の確認)

第2条 足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、利用者負担を決定するに当たっては、利用者の同意を得た上で、当該利用者の属する世帯の負担能力の確認を行う。

2 前項の確認ができない場合の利用者負担の決定については、別に定めるところによる。

(利用者負担の決定)

第3条 月額の利用者負担は、月の初日現在に利用している場合は当月分全額とする。

2 月の中途から利用を開始したときその他教育委員会が認めたときの利用者負担は、別に定める。

(利用者負担額の納入)

第4条 条例別表第5及び第8に定める区立認定こども園（短時間利用）に係る利用者負担額及び給食費については、8月は納付を要しない。

(利用者負担の減免)

第5条 条例第9条の規定による利用者負担の減額は、支給認定子どもごとに別表第1及び別表第2に定めるところによる。

2 条例第9条の規定による利用者負担の免除は、支給認定子どもが傷病等のため一時的に保育の利用ができなくなった場合において、原則として申請のあった日以降2箇月を限度として保育の利用を停止した期間について行う。

(他の区市町村への利用者負担の通知)

第6条 区の区域内に住所を有する支給認定子どもが、他の区市町村における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合には、当該子どもに係る利用者負担を、当該施設及び事業を所管する区市町村に通知する。

(特別区民税課税額の算出)

第7条 条例別表第1備考第1項第2号に規定する規則で定める法令の規定は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定とする。

(食事又は間食の費用)

第8条 条例別表第10に規定する規則で定める額は、別表第3に定めるとおりとする。

(委任)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(利用者負担額の減額に係る調整)

2 条例付則第2条から第7条までの規定による措置の適用を受けている利用者に係る利用者負担額(以下「措置による負担額」という。)が、措置を適用せず、かつ、第5条第1項の規定による減額を適用し

た場合の利用者負担額（以下「減額による負担額」という。）を下回ったときは、同項の規定による減額を適用しない。

- 3 第5条第1項の規定にかかわらず、措置による負担額が、減額による負担額を上回ったときは、措置による負担額から減額による負担額を減じて得た額を同項の規定による減額の額として適用する。

（足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部改正）

- 4 足立区における保育の利用等に関する条例施行規則（平成23年足立区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

「第5章 保育料の決定」を「第5章 保育料の決定等」に改める。  
第24条を次のように改める。

（保育料の決定等）

第24条 保育料の決定等については、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則（平成27年足立区教育委員会規則第 号）に定めるところによる。

第25条から第29条までを次のように改める。

第25条から第29条まで 削除

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2及び別表第3 削除

（足立区立認定こども園条例施行規則の一部改正）

- 5 足立区立認定こども園条例施行規則（平成23年足立区教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（保育料の決定等）

第9条 保育料の決定等については、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則（平成27年足立区教育委員会規則第 号）に定めるところによる。

第10条及び第11条を次のように改める。

第10条及び第11条 削除

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第17条を次のように改める。

第17条 削除

別表第1（第5条関係）

1号認定子ども

階層区分	条件 番号	条件	適用される額（附加基準は 適用しない）
B階層	1	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているとき。	A階層に適用する額
	2	その世帯の収入額が生活保護法（昭和25年法律第144号）による基準に満たないとき。	
	3	条件番号1及び2により難しいもので、教育委員会が特に調査のうえ必要と認めるとき。	

別表第2（第5条関係）

2号又は3号認定子ども



階層区分	条件 番号	条件	適用される額（附加基準は 適用しない）
B階層、C 階層及び D階層	1	生活保護法による保 護を受けたとき。	A階層に適用する額（当月 分のみ）
	2	その世帯の収入額が 生活保護法による基 準に満たないとき。	A階層に適用する額
C階層及 びD階層	3	地方税法第15条又 は課税団体の条例に おいて前年度又は当 該年度分の特別区（市 町村）民税の徴収を猶 予され、又は納期を延 期されたとき。	① C階層についてはB 階層に適用する額 ② Dの1及び2階層に ついてはC階層に適用 する額 ③ Dの3階層以上につ いては3階層低位に適 用する額
B階層及 びC階層	4	その年に前年の所得 額の10分の1を超 える災害又は盗難若 しくは横領による損 失（損害保険金等で補 てんされる金額を控 除する。）を生じたと き（損失額の認定及び 災害の範囲は地方税 法の例による。）。	① B階層についてはA 階層に適用する額 ② C階層についてはB 階層に適用する額
	5	その年に前年の所得	

		額の100分の5又は地方税法に定める最高限度額を超える医療費(保険金等で補てんされる金額を控除する。)を支出したとき(医療費の認定及びその範囲は地方税法の例による。)		
	6	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき、又はその年の主たる稼働者が失業したとき。		
D階層	7	その年に前年の所得額の10分の1を超える災害又は盗難若しくは横領による損失(損害保険金等で補てんされる金額を控除する。)を生じたとき(損失額の認定及び災害の範囲は地方税法の例による。)	特別区(市町村)民税額(4月から8月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分のものとし、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額にあっては	仮定特別(市町村)区民税額 = 特別区(市町村)民税額 - (損害金額 - 保険金等で補てんされる金額 - 前年の所得額の10分の1) × 階層ごとに次に定める値 ①Dの1から8階層

		<p>当該年度分のものとする。以下同じ。)を右記の算式のとおり仮定し、仮定した特別区(市町村)民税額に対応する階層に適用される額(仮定特別区(市町村)民税額が0円以下のときはB階層に適用する額)</p>	<p>0.3 ②Dの9から13階層 0.25 ③Dの14から16階層 0.2 ④Dの17から19階層 0.15 ⑤Dの20階層以上 0.1</p>
8	<p>その年に前年の所得額の100分の5又は地方税法に定める最高限度額を超える医療費(保険金等で補てんされる金額を控除する。)を支出したとき(医療費の認定及</p>		<p>仮定特別区(市町村)民税額 = {特別区(市町村)民税額 - {支払った医療費 - 保険金等で補てんされる</p>

	<p>びその範囲は地方税法の例による。)</p>	<p>金額—特別区 (市町村) 民 税額の100 分の5 (当該 金額が地方税 法に定める最 高限度額を超 える場合には その最高限度 額)}×階層ご とに次に定め る値 ①Dの1から 8階層 0.3 ②Dの9から 13階層 0.25 ③Dの14か ら16階層 0.2 ④Dの17か ら19階層 0.15 ⑤Dの20階 層以上 0.1</p>
9	その年に稼働能力の	仮定特別区

	ない世帯員が増加したとき。	<p>(市町村) 民 税額 = 特別区 (市町村) 民 税額 - (扶養 控除額 × 増加 人員) × 階層 ごとに次に定 める値</p> <p>① D の 1 から 8 階層 0.3</p> <p>② D の 9 から 13 階層 0.25</p> <p>③ D の 14 から 16 階層 0.2</p> <p>④ D の 17 から 19 階層 0.15</p> <p>⑤ D の 20 階 層以上 0.1</p>
10	その年の主たる稼働者が失業したとき。	<p>仮定特別区 (市町村) 民 税額 = (その 世帯の特別区</p>

			(市町村) 民 税額－その者 特別区(市町 村) 民税額＋ 退職所得に係 る特別区(市 町村) 民税額)
B階層、 C階層及 びD階層	1 1	その世帯の前3箇月 の平均収入額(賞与を 除く。)が前年の平均 収入月額(賞与を除 く。)より1割以上低 額と認められるとき。	1階層低位に適用する額 (1階層低位に適用して もなお減額されない場合 は最初に減額されるまで 順次低位に適用する額) ※適用期間は3箇月を限 度とする。
	1 2	生計を一にする世帯 から同時に2人以上 の小学校就学前子ど もが幼稚園(特定教 育・保育施設を除 く。)、特別支援学校の 幼稚部、若しくは情緒 障害児短期治療施設 通所部に通い、在学 し、若しくは在籍し、 又は児童発達支援若 しくは医療型児童発 達支援を受けている 場合であって、当該小	条例第5条第1項及び第 2項の規定に準じ、算定し た額

		学校就学前子どもらのうち最年長でない子どもが特定教育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業を利用しているとき。	
B階層、 C階層及びDの1から3階層	1 3	母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているとき。	1階層低位に適用する額
B階層、 C階層及びD階層	1 4	条件番号1から13までの各号により難いもので、教育委員会が特に調査のうえ必要と認めたとき。	2階層低位に適用する額の範囲内で認定した額（2階層低位に適用してもなお減額されない場合は最初に減額されるまで順次低位に適用する額）

別表第3（第8条関係）

特別保育区分	階層区分	内容	1食当たりの負担額
一時延長保育	全ての階層	食事に要する費用	500円
一時保育	全ての階層	食事に要する費用	250円
		間食に要する費用	50円

(提案理由)

子ども・子育て支援法の施行に伴い、利用者が負担すべき費用その他必要な事項について規定する必要があるため、この規則案を提出いたします。



第 2 6 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区教育委員会の権限の委任に関する規則
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）の一部改正に伴い、教育委員会から教育長に委任された事務は、教育委員会への報告が義務化された。あわせて、教育委員会から教育長への権限の委任に関して定めた現行規定を、現在の運用にあわせたものとするため、全部改正する。</p> <p>1. 主な内容</p> <p>(1) 委任事項について（第2条）</p> <p>教育委員会から教育長に委任できない事項を以下のとおり限定列挙し、それ以外の事務を教育長に委任することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①教育行政の運営に関し、基本方針及び計画を決定すること。</li> <li>②教育委員会規則及び規定の制定及び改廃を行うこと。</li> <li>③教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。</li> <li>④教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。</li> <li>⑤教育機関の設置及び廃止に関すること。</li> <li>⑥重要な教育財産の取得及び処分を申し出ること。</li> <li>⑦議会の議決を経るべき議案に関すること。</li> <li>⑧教科用図書の採択に関すること。</li> <li>⑨文化財の指定及び指定の解除に関すること。</li> <li>⑩審査請求、異議申立及び訴訟に関すること。</li> <li>⑪前各号のほか、特に重要な事項に関すること。</li> </ul> <p>委任できない事項で緊急を要するものは、教育長が処理することができることとした（第3条）。</p> <p>(2) 教育委員会への報告（第4条）</p> <p>委任された事項については、次の教育委員会で報告する。また緊急を要した事項で教育長が処理した事項は、次の教育委員会で承認が必要とした。</p> <p>2 施行年月日 平成 2 7 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	規則の適用は、地教行法の規定より任命される新教育長からとする。

## 第 27 号議案

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 23 年足立区教育委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 23 条」を「第 21 条」に改める。

第 2 条表中「社会教育に関すること」を「社会教育に関すること（社会教育委員に関することを除く。）」に改める。

付 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

## 第 2 7 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則																		
所管部課名	学校教育部 教育政策課																		
内 容	<p>1 改正理由                      地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）の一部改正に伴う規定整備及び社会教育委員の事務を教育委員会の残す必要があるため。</p> <p>2 改正箇所（下記新旧対照表参照）                      (1) 第 2 条中 地教行法「第 2 3 条」を「第 2 1 条」に改める。                      (2) 第 2 条表中「社会教育に関すること」を「社会教育に関すること（社会教育委員に関することは除く）」に改める。</p> <p>3 施行年月日                      平成 2 7 年 4 月 1 日</p> <p>※新旧対照表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>○足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則</p> <p>(趣旨)                      第 1 条 (省略)                      (補助執行)                      第 2 条 委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる区長の補助機関たる職員に補助執行させるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">地域学習活動に関すること。</td> <td rowspan="5" style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">副区長 地域のちから推進部の職員</td> </tr> <tr> <td>社会教育に関すること。</td> </tr> <tr> <td>生涯学習施設に関すること。</td> </tr> <tr> <td>文化財に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区立図書館に関すること。</td> </tr> </table> <p>第 3 条から第 4 条 (省略)</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>○足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則</p> <p>(趣旨)                      第 1 条 (変更無し)                      (補助執行)                      第 2 条 委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる区長の補助機関たる職員に補助執行させるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">地域学習活動に関すること。</td> <td rowspan="5" style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">副区長 地域のちから推進部の職員</td> </tr> <tr> <td>社会教育に関すること。<u>(社会教育委員に関することを除く)。</u></td> </tr> <tr> <td>生涯学習施設に関すること。</td> </tr> <tr> <td>文化財に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区立図書館に関すること。</td> </tr> </table> <p>第 3 条から第 4 条 (変更無し)                      (付 則)                      この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>			改正前	改正後	<p>○足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則</p> <p>(趣旨)                      第 1 条 (省略)                      (補助執行)                      第 2 条 委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる区長の補助機関たる職員に補助執行させるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">地域学習活動に関すること。</td> <td rowspan="5" style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">副区長 地域のちから推進部の職員</td> </tr> <tr> <td>社会教育に関すること。</td> </tr> <tr> <td>生涯学習施設に関すること。</td> </tr> <tr> <td>文化財に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区立図書館に関すること。</td> </tr> </table> <p>第 3 条から第 4 条 (省略)</p>	地域学習活動に関すること。	副区長 地域のちから推進部の職員	社会教育に関すること。	生涯学習施設に関すること。	文化財に関すること。	区立図書館に関すること。	<p>○足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則</p> <p>(趣旨)                      第 1 条 (変更無し)                      (補助執行)                      第 2 条 委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる区長の補助機関たる職員に補助執行させるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">地域学習活動に関すること。</td> <td rowspan="5" style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">副区長 地域のちから推進部の職員</td> </tr> <tr> <td>社会教育に関すること。<u>(社会教育委員に関することを除く)。</u></td> </tr> <tr> <td>生涯学習施設に関すること。</td> </tr> <tr> <td>文化財に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区立図書館に関すること。</td> </tr> </table> <p>第 3 条から第 4 条 (変更無し)                      (付 則)                      この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>	地域学習活動に関すること。	副区長 地域のちから推進部の職員	社会教育に関すること。 <u>(社会教育委員に関することを除く)。</u>	生涯学習施設に関すること。	文化財に関すること。	区立図書館に関すること。
改正前	改正後																		
<p>○足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則</p> <p>(趣旨)                      第 1 条 (省略)                      (補助執行)                      第 2 条 委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる区長の補助機関たる職員に補助執行させるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">地域学習活動に関すること。</td> <td rowspan="5" style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">副区長 地域のちから推進部の職員</td> </tr> <tr> <td>社会教育に関すること。</td> </tr> <tr> <td>生涯学習施設に関すること。</td> </tr> <tr> <td>文化財に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区立図書館に関すること。</td> </tr> </table> <p>第 3 条から第 4 条 (省略)</p>	地域学習活動に関すること。	副区長 地域のちから推進部の職員	社会教育に関すること。	生涯学習施設に関すること。	文化財に関すること。	区立図書館に関すること。	<p>○足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則</p> <p>(趣旨)                      第 1 条 (変更無し)                      (補助執行)                      第 2 条 委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる区長の補助機関たる職員に補助執行させるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">地域学習活動に関すること。</td> <td rowspan="5" style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: middle;">副区長 地域のちから推進部の職員</td> </tr> <tr> <td>社会教育に関すること。<u>(社会教育委員に関することを除く)。</u></td> </tr> <tr> <td>生涯学習施設に関すること。</td> </tr> <tr> <td>文化財に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区立図書館に関すること。</td> </tr> </table> <p>第 3 条から第 4 条 (変更無し)                      (付 則)                      この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>		地域学習活動に関すること。	副区長 地域のちから推進部の職員	社会教育に関すること。 <u>(社会教育委員に関することを除く)。</u>	生涯学習施設に関すること。	文化財に関すること。	区立図書館に関すること。					
地域学習活動に関すること。	副区長 地域のちから推進部の職員																		
社会教育に関すること。																			
生涯学習施設に関すること。																			
文化財に関すること。																			
区立図書館に関すること。																			
地域学習活動に関すること。	副区長 地域のちから推進部の職員																		
社会教育に関すること。 <u>(社会教育委員に関することを除く)。</u>																			
生涯学習施設に関すること。																			
文化財に関すること。																			
区立図書館に関すること。																			
今後の方針	規則の適用は、地教行法の規定より任命される新教育長からとする。																		

第 28 号議案

足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

足立区教育委員会の権限の委任に関する規則（平成 12 年足立区教育委員会規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 26 条第 1 項」を「第 25 条第 1 項」に改める。

付 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

## 第 2 8 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の一部を改正する規則				
所管部課名	学校教育部 教育政策課				
内 容	<p>1 改正理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）の一部改正に伴う規定整備（引用条項の変更）のため。</p> <p>2 改正箇所（下記新旧対照表参照） 第 2 条中 地教行法「第 2 6 条第 1 項」を「第 2 5 条第 1 項」に改める。</p> <p>3 施行年月日 平成 2 7 年 4 月 1 日</p> <p>※新旧対照表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○足立区教育委員会の権限の委任に関する規則  (通則) 第 1 条 (省略) (教育長委任事項) 第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。） 第 26 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる事項は、足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。  第 2 条 (1) ～ (29) (省略) 2 (省略)</td> <td>○足立区教育委員会の権限の委任に関する規則  (通則) 第 1 条 (変更無し) (教育長委任事項) 第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。） 第 25 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる事項は、足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。  第 2 条 (1) ～ (29) (変更無し) 2 (変更無し) 付 則 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	○足立区教育委員会の権限の委任に関する規則  (通則) 第 1 条 (省略) (教育長委任事項) 第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。） 第 26 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる事項は、足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。  第 2 条 (1) ～ (29) (省略) 2 (省略)	○足立区教育委員会の権限の委任に関する規則  (通則) 第 1 条 (変更無し) (教育長委任事項) 第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。） 第 25 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる事項は、足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。  第 2 条 (1) ～ (29) (変更無し) 2 (変更無し) 付 則 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
改正前	改正後				
○足立区教育委員会の権限の委任に関する規則  (通則) 第 1 条 (省略) (教育長委任事項) 第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。） 第 26 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる事項は、足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。  第 2 条 (1) ～ (29) (省略) 2 (省略)	○足立区教育委員会の権限の委任に関する規則  (通則) 第 1 条 (変更無し) (教育長委任事項) 第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。） 第 25 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる事項は、足立区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。  第 2 条 (1) ～ (29) (変更無し) 2 (変更無し) 付 則 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。				
今後の方針	規則の適用は、地教行法の規定より任命される新教育長からとする。				

第 29 号議案

足立区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則  
上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 12 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則  
足立区教育委員会傍聴人規則（平成 24 年足立区教育委員会規則第 1  
5 号）の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が必要と認めたときは、定員を変更することができる。

別記様式中「委員長」を「教育長」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規則による改正後の足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の規定は適用せず、この規則による改正前の足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

## 第 2 9 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p>1 改正理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）の一部改正に伴う規定整備のため。</p> <p>2 改正箇所（別紙新旧対照表参照） （1）本則と別記様式中の「委員長」を「教育長」に改める。 （2）第4条に教育長が必要と認めたときは、傍聴人の定員を変更できる旨のただし書きを加える。</p> <p>3 施行年月日 平成 2 7 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	規則の適用は、地教行法の規定より任命される新教育長からとする。

足立区教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区教育委員会傍聴人規則 (目的)</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>2 教育委員会は、教育委員会委員長 (以下「委員長」という。) が指定する時間 (以下「指定時間」という。) までに傍聴の申出をした者に対し、傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が第4条に定める定員に満たない場合は、指定時間を過ぎても定員となるまで傍聴の申出を受け付け、傍聴券を交付することができる。</p> <p>3 (省略) (傍聴できない者)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ること許さない。</p> <p>(1) 銃器その他危険なものをもっている者</p> <p>(2) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(3) 異様な服装をしている者</p> <p>(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、かさの類をもっている者</p> <p>(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を持っている者</p> <p>(6) その他委員長が傍聴を不相当と認める者</p> <p>(傍聴人の定員等)</p> <p>第4条 傍聴人は、20名をもって定員とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第5条 (省略) (禁止行為)</p> <p>第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 議場における言論に対し拍手その他の方法により可否を表明しない</p>	<p>○足立区教育委員会傍聴人規則 (目的)</p> <p>第1条～第2条 (変更なし)</p> <p>2 教育委員会は、教育委員会教育長 (以下「教育長」という。) が指定する時間 (以下「指定時間」という。) までに傍聴の申出をした者に対し、傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が第4条に定める定員に満たない場合は、指定時間を過ぎても定員となるまで傍聴の申出を受け付け、傍聴券を交付することができる。</p> <p>3 (変更無し) (傍聴できない者)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ること許さない。</p> <p>(1) 銃器その他危険なものをもっている者</p> <p>(2) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(3) 異様な服装をしている者</p> <p>(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、かさの類をもっている者</p> <p>(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を持っている者</p> <p>(6) その他教育長が傍聴を不相当と認める者</p> <p>(傍聴人の定員等)</p> <p>第4条 傍聴人は、20名をもって定員とする。ただし、<u>教育長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。</u></p> <p>2 (変更無し)</p> <p>第5条 (変更無し) (禁止行為)</p> <p>第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 議場における言論に対し拍手その他の方法により可否を表明しない</p>
<p>第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 議場における言論に対し拍手その他の方法により可否を表明しない</p>	<p>第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 議場における言論に対し拍手その他の方法により可否を表明しない</p>



こと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をすする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病氣その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。

(7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第7条 傍聴人は、傍聴席において撮影又は録音等を行おうときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならぬ。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの規則に違背したときは、委員長はこれに退場を命ずることができる。

2 前項の規定により委員長が退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付則 (省略)

こと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をすする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病氣その他の理由により教育長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。

(7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第7条 傍聴人は、傍聴席において撮影又は録音等を行おうときは、あらかじめ教育長の許可を得なければならぬ。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの規則に違背したときは、教育長はこれに退場を命ずることができる。

2 前項の規定により教育長が退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正法附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の規定は適用せず、この規則による改正前の足立区教育委員会の権限の委任に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

### 第30号議案

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則  
上記の議案を提出する。

平成27年3月12日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木光夫

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

足立区教育委員会事務局組織規則（平成12年足立区教育委員会規則  
第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第3条の表学校教育部の部教育指導室の款7の項中「研修」を「育成」  
に改め、同款中8の項を削り、同款9の項中「小中一貫教育」の次に「及  
び幼・保・小・中連携教育」を加え、同項を同款8の項とし、同款中1  
0の項を9の項とし、同款11の項中「学力向上」の次に「及び学力調  
査」を加え、同項を同款10の項とし、同款中12の項を11の項とす  
る。

第3条の表子ども家庭部の部子ども家庭課の款1の項中「総合的推進」  
を「推進」に改め、同款4の項中「区立こども園」を「区立認定こども  
園」に改め、同款中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項を6の  
項とし、8の項を7の項とし、同款9の項中「緊急待機児童対策基金」  
を「子ども・子育て施設整備基金」に改め、同項を同款8の項とし、同  
款中10の項から12の項までを1項ずつ繰り上げる。

第3条の表子ども家庭部の部子ども・子育て支援課の款3の項中「保  
育施設」の次に「（東京都認証保育所を除く。）」を加える。

第3条の表子ども家庭部の部子ども・子育て施設課の款4の項中「認  
定こども園」を「区立認定こども園」に改め、同款5の項中「保育室」  
を「地域型保育給付」に改め、同款中6の項を削り、7の項を6の項と  
する。

第3条の表子ども家庭部の部青少年課の款に次のように加える。

10 社会教育委員に関すること。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(足立区教育委員会公印規程の一部改正)

2 足立区教育委員会公印規程(昭和44年足立区教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中足立区教育委員会委員長印及び足立区教育委員会委員長代理印及び足立区教育委員会教育長代理印を削り、足立区教育委員会教育長職務代理印を加える。

別表第2中

「

4			
会	教	足	
委	育	立	
印	員	委	
	長	員	区

」を削り、

「

5			
代	会	教	足
	委	育	
理	員	委	立
印	長	員	区

」を削り、

7			
代	会	育	足
	委		立
理	員	委	区
印	長	員	教

」を削り、

6の2			
職	会	育	足
務	教		立
代		委	区
理	育		
印	長	員	教

」を加える。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正及び教育委員会事務局の組織の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

## 第 3 0 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）の一部改正及び、平成 2 7 年度事務分掌変更に伴い、下記のとおり足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する。</p> <p>1. 地教行法の一部改正に伴う改正点（第 1 条、附則）</p> <p style="padding-left: 20px;">【第 1 条】地教行法の引用部分「第 1 8 条第 2 項」を「第 1 7 条第 2 項」に変更。</p> <p style="padding-left: 20px;">【附則】 教育委員長職廃止に伴い、足立区教育委員会委員長代理印を廃止。</p> <p>2. 2 7 年度の分掌事務の主な変更点（詳細は、別添「新旧対照表」のとおり）</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 学校教育部 教育指導室に、幼保小中連携に関する事務を追加する等、現状に合わせた文言に整理。</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 子ども家庭部</p> <p style="padding-left: 40px;">①子ども家庭課に、「子ども・子育て施設整備基金に関すること」を追加。</p> <p style="padding-left: 40px;">②子ども・子育て施設課の「保育室に関すること」を「地域型保育給付に関すること」に変更。</p> <p style="padding-left: 40px;">③青少年課に、「社会教育委員に関すること」を追加。</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) その他</p> <p style="padding-left: 40px;">第 7 条「教育政策課に社会教育主事を置く」とした社会教育主事の配置規程について、「青少年課に社会教育主事を置く」と現状に合わせた規定に変更。</p> <p>3 施行年月日 平成 2 7 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区教育委員会事務局組織規則 平成12年3月15日教育委員会規則第4号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の規定に基づき足立区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し定めるものとする。</p> <p>(部の設置及び分課)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条第1項の部及び部の分課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育部 (省略)</p> <p>教育政策課 (省略)</p> <p>学校施設課 (省略)</p> <p>学務課 (省略)</p> <p>教育指導室</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教職員の人事の統括に関すること。</li> <li>2 区立学校における教育課程、学習指導及びその他の学校教育に関すること。</li> <li>3 教育課題への取組みと実践に関すること。</li> <li>4 区立学校への支援に関すること。</li> <li>5 教科用図書の採択に関すること。</li> <li>6 教育施策の推進に関すること。</li> <li>7 教職員の研修に関すること。</li> <li>8 学力調査に関すること。</li> <li>9 小中一貫教育に関すること。</li> <li>10 学校評価に関すること。</li> </ol>	<p>○足立区教育委員会事務局組織規則 平成12年3月15日教育委員会規則第4号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき足立区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し定めるものとする。</p> <p>(部の設置及び分課)</p> <p>第2条 (変更無し)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 前条第1項の部及び部の分課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育部 (変更無し)</p> <p>教育政策課 (変更無し)</p> <p>学校施設課 (変更無し)</p> <p>学務課 (変更無し)</p> <p>教育指導室</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教職員の人事の統括に関すること。</li> <li>2 区立学校における教育課程、学習指導及びその他の学校教育に関すること。</li> <li>3 教育課題への取組みと実践に関すること。</li> <li>4 区立学校への支援に関すること。</li> <li>5 教科用図書の採択に関すること。</li> <li>6 教育施策の推進に関すること。</li> <li>7 教職員の育成に関すること。</li> <li>8 小中一貫及び幼・保・小・中連携教育に関すること。</li> <li>9 学校評価に関すること。</li> </ol>

改正前

- 11 学力向上に関すること。  
 12 区立学校におけるいじめ防止対策に関すること。  
 教職員課 (省略)  
 子ども家庭部 (省略)  
 子ども家庭課
- 1 子ども施策の総合的推進及び調整に関すること。
  - 2 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関すること。
  - 3 幼児教育の振興に関すること。
  - 4 区立保育所及び区立こども園職員の人事計画に関すること。
  - 5 次世代育成支援行動計画に関すること。
  - 6 私立幼稚園・認定こども園及び私立専修学校並びに私立各種学校等に関すること。
  - 7 就園援助に関すること。
  - 8 未就学児の家庭教育の支援に関すること。
  - 9 緊急待機児童対策基金に関すること。
  - 10 子ども・子育て支援新制度に関すること。
  - 11 旧こども家庭支援センターの施設管理に関すること。
  - 12 部の調整管理に関すること。
- 子ども・子育て支援課
- 1 保育計画に関すること。
  - 2 保育施設の指導調整に関すること。
  - 3 保育の認定及び保育施設の入所に関すること。
  - 4 保育システムに関すること。
- 子ども・子育て施設課
- 1 認可保育所に関すること。
  - 2 特別保育に関すること。
  - 3 東京都認証保育所に関すること。

改正後

- 10 学力向上及び学力調査に関すること。  
 11 区立学校におけるいじめ防止対策に関すること。  
 教職員課 (変更無し)  
 子ども家庭部 (変更無し)  
 子ども家庭課
- 1 子ども施策の推進及び調整に関すること。
  - 2 新たな子ども支援及び子育て支援の仕組みに関すること。
  - 3 幼児教育の振興に関すること。
  - 4 区立保育所及び区立認定こども園職員の人事計画に関すること。
  - 5 私立幼稚園・認定こども園及び私立専修学校並びに私立各種学校等に関すること。
  - 6 就園援助に関すること。
  - 7 未就学児の家庭教育の支援に関すること。
  - 8 子ども・子育て支援整備基金に関すること。
  - 9 子ども・子育て支援新制度に関すること。
  - 10 旧こども家庭支援センターの施設管理に関すること。
  - 11 部の調整管理に関すること。
- 子ども・子育て支援課
- 1 保育計画に関すること。
  - 2 保育施設の指導調整に関すること。
  - 3 保育の認定及び保育施設の入所に関すること(東京都認証保育所を除く)。
  - 4 保育システムに関すること。
- 子ども・子育て施設課
- 1 認可保育所に関すること。
  - 2 特別保育に関すること。
  - 3 東京都認証保育所に関すること。

改正前

- 4 認定こども園に関すること。
- 5 保育室に関すること。
- 6 家庭福祉員に関すること。
- 7 認証保育所等利用者助成事業に関すること。  
青少年課
  - 1 青少年教育及び青少年対策の推進及び調整に関すること。
  - 2 家庭教育支援の推進及び調整に関すること。
  - 3 青少年活動及び家庭教育支援のための研修、人材育成に関すること。
  - 4 青少年活動及び家庭教育に関する調査研究及び関連資料の収集及び提供に関すること。
  - 5 青少年及び家庭教育の相談に関すること。
  - 6 青少年、青少年団体及び青少年健全育成団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関すること。
  - 7 家庭教育に関わる団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関すること。
  - 8 こども未来創造館及び西新井文化ホールの施設の提供に関すること。
  - 9 学校教育活動を支援するための体験学習に関すること。  
(部長等の職及び職責)  
第4条～第6条 (省略)  
(専門職の設置及び職員)  
第7条 教育政策課に社会教育主事を置く。  
2 教育指導室に統括指導主事及び指導主事を置く。  
3 前2項に定めるもののほか、部に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことができる。
  - 4 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育行政の指導及び助言に関する

改正後

- 4 区立認定こども園に関すること。
- 5 地域型保育給付に関すること。
- 6 認証保育所等利用者助成事業に関すること。  
青少年課
  - 1 青少年教育及び青少年対策の推進及び調整に関すること。
  - 2 家庭教育支援の推進及び調整に関すること。
  - 3 青少年活動及び家庭教育支援のための研修、人材育成に関すること。
  - 4 青少年活動及び家庭教育に関する調査研究及び関連資料の収集及び提供に関すること。
  - 5 青少年及び家庭教育の相談に関すること。
  - 6 青少年、青少年団体及び青少年健全育成団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関すること。
  - 7 家庭教育に関わる団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関すること。
  - 8 こども未来創造館及び西新井文化ホールの施設の提供に関すること。
  - 9 学校教育活動を支援するための体験学習に関すること。  
10 社会教育委員に関すること。  
(部長等の職及び職責)  
第4条～第6条 (変更無し)  
(専門職の設置及び職員)  
第7条 青少年課に社会教育主事を置く。  
2 教育指導室に統括指導主事及び指導主事を置く。  
3 前2項に定めるもののほか、部に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことができる。
  - 4 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育行政の指導及び助言に関する



改正前	改正後
<p>る事務に従事する。</p> <p>5 社会教育主事補は、上司の命を受け、社会教育主事の職務を補助する。</p> <p>6 統括指導主事及び指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。</p> <p>(その他の職員の職及び職責)</p> <p>第8条～第12条 (省略)</p>	<p>る事務に従事する。</p> <p>5 社会教育主事補は、上司の命を受け、社会教育主事の職務を補助する。</p> <p>6 統括指導主事及び指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。</p> <p>(その他の職員の職及び職責)</p> <p>第8条～第12条 (変更無し)</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 (足立区教育委員会公印規程の一部改正)</p> <p>2 足立区教育委員会公印規程 (昭和44年足立区教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1 足立区教育委員会委員長印を削り、教育長代理印を教育長職務代理印に改める。</p> <p>別表第2 「足立区教育委員会委員長代理印」を「足立区教育委員会教育長職務代理印」に改める。</p>

### 第 3 1 号議案

足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則  
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 3 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

足立区教育委員会会議規則（平成 1 2 年足立区教育委員会規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「委員長及び委員長職務代理者の選任」を「教育長職務代理者の指名」に改める。

第 1 条中「第 1 5 条」を「第 1 6 条」に改める。

第 2 条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第 3 項中「委員長」を「教育長」に、「委員 2 人以上」を「委員の 3 分の 1 以上」に改める。

第 4 条から第 6 条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

「第 2 章 委員長及び委員長職務代理者の選任」を「第 2 章 教育長職務代理者の指名」に改める。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

第 8 条を次のように改める。

（教育長職務代理者の指名等）

第 8 条 教育長職務代理者は、教育長が教育委員会において指名する。

2 教育長職務代理者に事故があるとき又はやむを得ない事由により教育長の職務代理が困難な場合におけるその職務の代行者を、次のとおり指定する。

第 1 順位 教育委員会事務局教育次長の職にある者

第 2 順位 教育委員会事務局学校教育部長の職にある者

第3順位 教育委員会事務局子ども家庭部長の職にある者

第9条、第10条第1項及び第11条から第13条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

第14条第1項中「委員長」を「教育長」に改め、「出席委員」を「出席者」に改め、同条第2項及び第3項中「委員長」を「教育長」に改める。

第15条及び第16条中「委員長」を「教育長」に改める。

第18条から第21条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

第22条中「議場にいない」の次に「教育長及び」を加える。

第23条第2項から第29条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

第29条の次に次の1条を加える。

(会議録の公開)

第29条の2 会議録は公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決した事項は、これを非公開とする。

第32条及び第33条中「委員長」を「教育長」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。）の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

(足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の廃止)

2 足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則（昭和49年足立区教育委員会規則第8号）は、廃止する。

(経過措置)

3 改正法附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の足立区教育委員会会議規則の規定は適用せず、この規則による改

正前の足立区教育委員会会議規則の規定及びこの規則による廃止前の足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

## 第 3 1 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法）の一部改正に伴い、従来の教育委員長（以下、委員長）と教育長を一本化した新たな教育長が設置される。このため、委員長を中心とした従来の会議規則を変更するとともに、新教育委員制度に合わせた規定整備を行う。</p> <p>1. 主な改正点</p> <p>(1) 委員長と教育委員長職務代理者の廃止（本則及び第7条）</p> <p style="padding-left: 20px;">① 「委員長」を「教育長」に改める。</p> <p style="padding-left: 20px;">② 委員長の選挙規定を削除。</p> <p>(2) 教育長職務代理者の指名とその代行者の指定（第8条）</p> <p style="padding-left: 20px;">① 教育委員会職務代理者の選任規定を、教育長が教育長職務代理者を指名する規定に変更（第1項）</p> <p style="padding-left: 20px;">② 教育長職務代理者に事故ややむを得ない事由が発生し、その職務が困難な場合の代行者を次のとおり指定（第2項）</p> <p style="padding-left: 40px;">第一順位 教育次長</p> <p style="padding-left: 40px;">第二順位 学校教育部長</p> <p style="padding-left: 40px;">第三順位 子ども家庭部長</p> <p>(3) 会議録の公開を義務付け（第29条の2）</p> <p>(4) 教育長職務代行者の廃止（附則）</p> <p style="padding-left: 20px;">教育長職務代理者を教育委員から指名することに伴い、教育委員会事務局職員から指定していた、教育長職務代行者を廃止。</p> <p>2. 施行年月日</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 2 7 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	規則の適用は、地教行法の規定より任命される新教育長からとする。

足立区教育委員会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区教育委員会会議規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 (省略)</p> <p>第2章 委員長及び委員長職務代理者の選任 (第7条・第8条)</p> <p>第3章から第11章 (省略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号。以下「法」という。) 第15条の規定に基づき、法に定めるもののほか、足立区教育委員会 (以下「委員会」という。) の会議に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 定例会は、毎月1回開催するものとし、期日は委員長があらかじめ告示する。ただし、特別の事由があるときは、委員長はこれを変更することができる。</p> <p>3 臨時会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員2人以上から会議に付すべき事件を示して会議の招集の請求があつたときに、これを招集しなければならぬ。</p> <p>4 (省略)</p> <p>(休会)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第4条 委員長が会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事件を、あらかじめ告示しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。</p>	<p>○足立区教育委員会会議規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 (変更無し)</p> <p>第2章 委員長職務代理者の選任 (第7条・8条)</p> <p>第3章～第11章 (変更無し)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号。以下「法」という。) 第16条の規定に基づき、法に定めるもののほか、足立区教育委員会 (以下「委員会」という。) の会議に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第2条 (変更無し)</p> <p>2 定例会は、毎月1回開催するものとし、期日は委員長があらかじめ告示する。ただし、特別の事由があるときは、委員長はこれを変更することができる。</p> <p>3 臨時会は、<u>教育長</u>が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上から会議に付すべき事件を示して会議の招集の請求があつたときに、これを招集しなければならぬ。</p> <p>4 (変更無し)</p> <p>(休会)</p> <p>第3条 (変更無し)</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第4条 <u>教育長</u>が会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事件を、あらかじめ告示しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。</p>

改正前	改正後
<p>(欠席等の届出)</p> <p>第5条 委員は、会議を欠席しようとするとき、又は会議の開始の時刻までに会議に出席することができないときは、あらかじめ<u>委員長</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>(委員の議席)</p> <p>第6条 委員の議席は、<u>委員長</u>が定め、氏名標を付ける。</p> <p>第2章 <u>委員長及び委員長職務代理者の選任</u></p> <p>(委員長の選挙)</p> <p>第7条 <u>委員長の選挙は、単記無記名によるものとする。ただし、異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の選挙においては、有効投票の最多数を当選人とする。ただし、最多数を得た者が2人以上あるときは、これらの者につき、再び投票するものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項ただし書きの規定により指名推薦の方法を用いるときは、被指名人をもって当選人と定めるかどうかを会議に諮り、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。</u></p> <p>(<u>委員長職務代理者の指定</u>)</p> <p>第8条 <u>委員長職務代理者の指定については、前条の規定を準用する。</u></p>	<p>(欠席等の届出)</p> <p>第5条 委員は、会議を欠席しようとするとき、又は会議の開始の時刻までに会議に出席することができないときは、あらかじめ<u>教育長</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>(委員の議席)</p> <p>第6条 委員の議席は、<u>教育長</u>が定め、氏名標を付ける。</p> <p>第2章 <u>教育長職務代理者の指名</u></p> <p>第7条 <u>削除</u></p> <p>(<u>教育長職務代理者の指名</u>)</p> <p>第8条 <u>教育長職務代理者は、教育長が教育委員会において指名する。</u></p> <p>2 <u>教育長職務代理者に事故があるとき又ははやむを得ない事由により教育長の職務代理が困難な場合におけるその職務の代行者を、次のとおり指定する。</u></p> <p>第1順位 <u>教育委員会事務局教育次長の職にある者</u></p> <p>第2順位 <u>教育委員会事務局学校教育部長の職にある者</u></p> <p>第3順位 <u>教育委員会事務局子ども家庭部長の職にある者</u></p> <p>第3章 議事日程等</p> <p>(議事日程の作成)</p> <p>第9条 <u>委員長は、会議の場所及び日時並びに会議に付すべき事件等を記載</u></p>
<p>第9条 委員長は、会議の場所及び日時並びに会議に付すべき事件等を記載</p>	<p>第9条 委員長は、会議の場所及び日時並びに会議に付すべき事件等を記載</p>

改正前	改正後
<p>した議事日程を作成し、議案とともに開会の日の3日前までに委員に送付しななければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>(議事日程の変更)</p> <p>第10条 委員長が必要と認めたととき、又は委員から動議があつたときは、議事日程を変更することができる。</p> <p>2 議事日程変更の動議があつたときは、会議に諮り、討論を行わずにその可否を決めなければならない。</p> <p>(会議の継続)</p> <p>第11条 議事日程に定めた日に、その記載事件について、会議を開くことができなかつたとき、又は会議が終結しなかつたときは、委員長は改めてその日程を定めなければならない。</p> <p>第4章 会議 (会議の時間)</p> <p>第12条 会議は、午後3時に開く。ただし、必要のあるときは、委員長はこれを変更することができる。</p> <p>(会議の開会等)</p> <p>第13条 会議の開会、休憩及び閉会は、委員長が宣告する。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第14条 会議は公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決して、委員はこれを公開しないことができる。</p> <p>2 前項ただし書の委員長又は委員の発議があつたときは、会議に諮り、討論を行わずにその可否を決めなければならない。</p> <p>3 第1項ただし書の規定により公開しないこととする議決があつたときは、委員長は、傍聴人その他委員長の指定する者を議場の外へ退出させなければならない。</p> <p>(関係職員の出席)</p> <p>第15条 委員長は、必要に応じて関係職員を出席させることができる。</p>	<p>した議事日程を作成し、議案とともに開会の日の3日前までに委員に送付しななければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>(議事日程の変更)</p> <p>第10条 委員長が必要と認めたととき、又は委員から動議があつたときは、議事日程を変更することができる。</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>(会議の継続)</p> <p>第11条 議事日程に定めた日に、その記載事件について、会議を開くことができなかつたとき、又は会議が終結しなかつたときは、委員長は改めてその日程を定めなければならない。</p> <p>第4章 会議 (会議の時間)</p> <p>第12条 会議は、午後3時に開く。ただし、必要のあるときは、委員長はこれを変更することができる。</p> <p>(会議の開会等)</p> <p>第13条 会議の開会、休憩及び閉会は、委員長が宣告する。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第14条 会議は公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。</p> <p>2 前項ただし書の委員長又は委員の発議があつたときは、会議に諮り、討論を行わずにその可否を決めなければならない。</p> <p>3 第1項ただし書の規定により公開しないこととする議決があつたときは、委員長は、傍聴人その他委員長の指定する者を議場の外へ退出させなければならない。</p> <p>(関係職員の出席)</p> <p>第15条 委員長は、必要に応じて関係職員を出席させることができる。</p>



(会議の事件の宣告等)

第16条 教習長は、会議に付すべき事件を宣告しなければならぬ。  
 2 教習長は、必要と認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。

3 教習長は、議題とした議案等を職員に朗読させなければならぬ。ただし、朗読の全部又は一部を省略することができる。

(動議)

第17条 (変更なし)

第5章 発言及び採決

(発言)

第18条 発言しようとする者は、教習長の許可を得なければならぬ。

2 2人以上の者が発言を求めたときは、教習長は、先順位者1人を指名して発言を許可しなければならない。

(発言の制止)

第19条 教習長は、発言の内容が議題から外れるとき、又はその趣旨に反すると認めるときは、発言を制止することができる。

(討論及び質問の終結)

第20条 教習長は、討論又は質問の終結を宣言しなければならない。

(採決の宣告)

第21条 教習長は、採決しようとするときは議題を宣告しなければならない。

(採決への参加)

第22条 採決の際、議場にいない教習長及び委員は採決に加わることができない。

(採決の順序)

第23条 (変更なし)

2 2以上の修正案があるときは、その趣旨が原案に遠いものから順次採決する。この場合において、区分が明確でないときは教習長が採決順序を決定する。

(会議の事件の宣告等)

第16条 委員長は、会議に付すべき事件を宣告しなければならない。  
 2 委員長は、必要と認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。

3 委員長は、議題とした議案等を職員に朗読させなければならぬ。ただし、朗読の全部又は一部を省略することができる。

(動議)

第17条 省略

第5章 発言及び採決

(発言)

第18条 発言しようとする者は、委員長の許可を得なければならぬ。

2 2人以上の者が発言を求めたときは、委員長は、先順位者1人を指名して発言を許可しなければならない。

(発言の制止)

第19条 委員長は、発言の内容が議題から外れるとき、又はその趣旨に反すると認めるときは、発言を制止することができる。

(討論及び質問の終結)

第20条 委員長は、討論又は質問の終結を宣言しなければならない。

(採決の宣告)

第21条 委員長は、採決しようとするときは議題を宣告しなければならない。

(採決への参加)

第22条 採決の際、議場にいない委員は採決に加わることができない。

(採決の順序)

第23条 (省略)

2 2以上の修正案があるときは、その趣旨が原案に遠いものから順次採決する。この場合において、区分が明確でないときは委員長が採決順序を決定する。

改正前	改正後
<p>3 前項の決定に異議あるときは、<u>委員長</u>が会議に諮り、討論を行わないでその可否を決めなければならない。 (採決の方法)</p> <p>第24条 採決の方法は、<u>挙手</u>、<u>記名投票</u>及び<u>無記名投票</u>の3種類とし<u>委員長</u>が決定する。</p> <p>2 前項の決定に異議あるときは、<u>委員長</u>が会議に諮り、討論を行わないで<u>挙手</u>により、採決の方法を決めなければならない。</p> <p>3 <u>委員長</u>は、議題につき異議の有無を会議に諮り、異議がないと認めたとときは、第1項の規定にかかわらず、直ちに可決の旨を宣言することができる。 (<u>挙手</u>による採決)</p> <p>第25条 <u>挙手</u>による採決を行うときは、<u>委員長</u>は議題を可とする者を<u>挙手</u>させ、<u>挙手者</u>の多少を認定して、可否の結果を宣告しなければならない。 (投票)</p> <p>第26条 投票を行うときは、<u>委員長</u>は所定の投票用紙を配付するものとする。</p> <p>2 <u>委員</u>は、<u>委員長の氏名</u>点呼に従い投票するものとする。 (投票の点検)</p> <p>第27条 <u>委員長</u>は、投票を点検して結果を宣告しなければならない。</p> <p>2 <u>委員長</u>は、<u>委員1人</u>を立会人に指名して投票の点検に立ち会わせなければならない。</p> <p>第6章 会議録 (会議録の記載事項)</p> <p>第28条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項 (2) 出席した委員の氏名 (3) 出席した関係職員の職氏名 (4) 教育長等の説明の要旨 (5) 議題及び議事概要</p>	<p>3 前項の決定に異議あるときは、<u>教育長</u>が会議に諮り、討論を行わないでその可否を決めなければならない。 (採決の方法)</p> <p>第24条 採決の方法は、<u>挙手</u>、<u>記名投票</u>及び<u>無記名投票</u>の3種類とし<u>教育長</u>が決定する。</p> <p>2 前項の決定に異議あるときは、<u>教育長</u>が会議に諮り、討論を行わないで<u>挙手</u>により、採決の方法を決めなければならない。</p> <p>3 <u>教育長</u>は、議題につき異議の有無を会議に諮り、異議がないと認めたとときは、第1項の規定にかかわらず、直ちに可決の旨を宣言することができる。 (<u>挙手</u>による採決)</p> <p>第25条 <u>挙手</u>による採決を行うときは、<u>教育長</u>は議題を可とする者を<u>挙手</u>させ、<u>挙手者</u>の多少を認定して、可否の結果を宣告しなければならない。 (投票)</p> <p>第26条 投票を行うときは、<u>教育長</u>は所定の投票用紙を配付するものとする。</p> <p>2 <u>委員</u>は、<u>教育長の氏名</u>点呼に従い投票するものとする。 (投票の点検)</p> <p>第27条 <u>教育長</u>は、投票を点検して結果を宣告しなければならない。</p> <p>2 <u>教育長</u>は、<u>委員1人</u>を立会人に指名して投票の点検に立ち会わせなければならない。</p> <p>第6章 会議録 (会議録の記載事項)</p> <p>第28条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項 (2) 出席した委員の氏名 (3) 出席した関係職員の職氏名 (4) 教育長等の説明の要旨 (5) 議題及び議事概要</p>

改正前	改正後
<p>(6) 議決事項</p> <p>(7) その他委員会又は委員長が必要と認めた事項 (会議録の署名)</p> <p>第29条 会議録には、委員長及び会議で決めた委員2名が署名しなければならない。</p>	<p>(6) 議決事項</p> <p>(7) その他委員会又は<u>教育長</u>が必要と認めた事項 (会議録の署名)</p> <p>第29条 会議録には、<u>教育長</u>及び<u>び</u>会議で決めた委員2名が署名しなければならない。 (<u>会議録の公開</u>)</p>
<p>第29条の2 会議録は公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、<u>教育長</u>又は委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決した事項は、これを公開しない。</p>	<p>第29条の2 会議録は公開とする。ただし、<u>人事</u>に関する事件その他の事件について、<u>教育長</u>又は委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決した事項は、これを公開しない。</p>
<p>第7章 傍聴</p> <p>第8章 議場の内の秩序</p> <p>第30条から第31条 (省略)</p> <p>第9章 懲罰</p> <p>(懲罰)</p>	<p>第7章 傍聴</p> <p>第8章 議場内の秩序</p> <p>第30条から第31条 (変更無し)</p> <p>第9章 懲罰</p> <p>(懲罰)</p>
<p>第32条 委員がこの規則に違背したと認めるときは、委員長の意見又は発議により会議に付し、議決により当該委員に取消若しくは陳謝させ、又は当該委員の出席を停止させることができる。</p> <p>(懲罰会議の出席禁止)</p>	<p>第32条 委員がこの規則に違背したと認めるときは、<u>教育長</u>の意見又は発議により会議に付し、議決により当該委員に取消若しくは陳謝させ、又は当該委員の出席を停止させることができる。</p> <p>(懲罰会議の出席禁止)</p>
<p>第33条 前条の規定により、その懲罰について会議に付された委員は、当該懲罰に係わる会議に出席できない。ただし、委員長の許可を得て弁明することができる。</p> <p>第10章 請願及び陳情</p> <p>(請願及び陳情の提出)</p>	<p>第33条 前条の規定により、その懲罰について会議に付された委員は、当該懲罰に係わる会議に出席できない。ただし、<u>教育長</u>の許可を得て弁明することができる。</p> <p>第10章 請願及び陳情</p> <p>(請願及び陳情の提出)</p>
<p>第34条 (省略)</p> <p>(審査結果の通知)</p>	<p>第34条 (修正なし)</p> <p>(審査結果の通知)</p>
<p>第35条 委員会は、請願又は陳情があつたときは会議において迅速かつ慎重に検討し、速やかにその結果を<u>教育長</u>を通じて提出者に通知しなければならない。</p> <p>第11章 補則</p>	<p>第35条 委員会は、請願又は陳情があつたときは会議において迅速かつ慎重に検討し、速やかにその結果を<u>教育長</u>を通じて提出者に通知しなければならない。</p> <p>第11章 補則</p>

改正前	改正後
<p>(疑義の決定) 第36条 (省略) 付 則 (省略)</p>	<p>(疑義の決定) 第36条 (修正なし) 付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 (<u>足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の廃止</u>)</p> <p>2 <u>足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則 (昭和49年足立区教育委員会規則第8号) は、廃止する。</u> (<u>経過措置</u>)</p> <p>3 <u>改正法附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の足立区教育委員会会議規則の規定は適用せず、この規則による改正前の足立区教育委員会会議規則の規定及びこの規則による廃止前の足立区教育委員会教育長の職務代行者の指定に関する規則の規定は、なおその効力を有する。</u></p>

### 第 3 2 号議案

足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の進達  
について

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の進達  
について

足立区育英資金貸付条例施行規則（昭和 3 1 年足立区規則第 2 号）  
の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 3 学資金の交付に当たっては、奨学生は区長が別に定める期日までに足立区育英資金貸付請求書（別記第 1 号の 2 様式）を区長に提出しなければならない。

第 8 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 学資金の交付その他の手続に要する書類等の提出がないとき。

別記第 1 号様式の次に次の 1 様式を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

育英資金貸付金の学資金交付用件の請求書について、提出期日を明確にするとともに書式を登録する必要があるため、この規則案を提出いたします。

別記第1号の2様式（第6条関係）

平成 年 月 日

## 足立区育英資金交付請求書

請求金額	¥
------	---

（内 訳） ただし、足立区育英資金貸付条例施行規則に基づき貸付決定を受けた学資金（平成 年 月から平成 年 月分）として

上記の通り請求いたします。

捨印

奨学生番号

住 所 足立区

氏 名 フリガナ

（自署）

印

（提出先） 足立区長

## 第 3 2 号 議 案 説 明 資 料

平成27年3月12日

件 名	足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の進達について
所管部課名	学校教育部 学務課
内 容	<p>1 改正の理由 育英資金貸付金の学資金交付にあたり、貸付請求書等の手続に要する書類の提出を交付要件として明確にし、請求書の書式を登録するために規則を改正する。</p> <p>2 主な改正内容 (1) 育英資金貸付金の学資金の交付にあたり、育英資金貸付請求書を区長が定める期日までに提出することを加え、請求書の書式を登録する。 (2) 貸付を停止する項目に、学資金の交付その他の手続に要する書類等の提出がない場合を加える。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
今後の方針	

足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区育英資金貸付条例施行規則 昭和31年3月15日規則第2号</p> <p>足立区育英資金貸付条例施行規則 (定義) 第1条 この規則で「条例」とは、足立区育英資金貸付条例（昭和31年3月足立区条例第1号）をいう。 (貸付期間) 第2条 学資金の貸付期間は、条例第1条の2に規定する高等学校等（以下単に「高等学校等」という。）の最短修業期間（最短修業期間を超える場合に於いて正当の理由あるものとして区長の承認を得た期間を含む。）とする。 (貸付申請) 第3条 学資金の貸付を受けようとする者は、条例第4条第1項の規定により、足立区育英資金貸付申請書（別記第1号様式）に所定の事項を記載し、区長に提出しなければならない。 (貸付の基準) 第4条 条例第4条第2項の規定による貸付を受ける者（以下「奨学生」という。）の決定にあたっては、次の基準によらなければならない。 (1) 学業成績 学業成績が優秀であること。 (2) 学資状態 学資が、家庭から全く得られない又は一部しか得られないこと。 (3) 人物 将来有識者として、社会に貢献するにふさわしい資質と教養とを備えていること。 (4) 健康状態 将来長く修学に堪え、社会に貢献し得る見込みがあること。</p> <p>2 前項各号に掲げる基準の細目は、別に定める。</p>	<p>○足立区育英資金貸付条例施行規則 昭和31年3月15日規則第2号</p> <p>足立区育英資金貸付条例施行規則 (定義) 第1条 この規則で「条例」とは、足立区育英資金貸付条例（昭和31年3月足立区条例第1号）をいう。 (貸付期間) 第2条 学資金の貸付期間は、条例第1条の2に規定する高等学校等（以下単に「高等学校等」という。）の最短修業期間（最短修業期間を超える場合に於いて正当の理由あるものとして区長の承認を得た期間を含む。）とする。 (貸付申請) 第3条 学資金の貸付を受けようとする者は、条例第4条第1項の規定により、足立区育英資金貸付申請書（別記第1号様式）に所定の事項を記載し、区長に提出しなければならない。 (貸付の基準) 第4条 条例第4条第2項の規定による貸付を受ける者（以下「奨学生」という。）の決定にあたっては、次の基準によらなければならない。 (1) 学業成績 学業成績が優秀であること。 (2) 学資状態 学資が、家庭から全く得られない又は一部しか得られないこと。 (3) 人物 将来有識者として、社会に貢献するにふさわしい資質と教養とを備えていること。 (4) 健康状態 将来長く修学に堪え、社会に貢献し得る見込みがあること。</p> <p>2 前項各号に掲げる基準の細目は、別に定める。</p>



改正前	改正後
<p>(成績表の提出)</p> <p>第5条 奨学生は、毎学年末学業成績表を区長に提出しなければならない。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(学資金の交付)</p> <p>第6条 学資金は、奨学生に交付する。</p> <p>2 条例第3条の規定による学資金の交付は、修学資金については6月分を半年ごとに、入学資金については高等学校等に入学したときに行う。</p> <p>(貸付金の休止)</p> <p>第7条 奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から、復学した日の属する月の前月までの期間中学資金の貸付を休止する。</p> <p>(貸付の停止)</p> <p>第8条 区長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該月分から貸付をやめる。</p> <p>(1) 傷病などのために成業の見込がないとき。</p> <p>(2) 学業成績又は操行が不良となつたとき。</p> <p>(3) 学資金を必要としない事由が生じたとき。</p> <p>(4) この学資金の貸付を受ける資格要件を欠くに至つたとき。</p> <p>(5) 前各号のほか奨学生として適当でない事実のあつたとき。</p> <p>(届出)</p> <p>第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、連帯保証人と連署して直ちに区長に届け出なければならない。ただし本人が傷病その他の事故により届け出ることができないときは、連帯保証人又は家族から届け出なければならない。</p> <p>(1) 休学・復学・転学又は退学したとき。</p>	<p>(成績表の提出)</p> <p>第5条 奨学生は、毎学年末学業成績表を区長に提出しなければならない。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(学資金の交付)</p> <p>第6条 学資金は、奨学生に交付する。</p> <p>2 条例第3条の規定による学資金の交付は、修学資金については6月分を半年ごとに、入学資金については高等学校等に入学したときに行う。</p> <p>3 学資金の交付に当たっては、奨学生は区長が別に定める期日までに<u>区育英資金貸付請求書(別記第1号の2様式)</u>を区長に提出しなければならない。</p> <p>(貸付金の休止)</p> <p>第7条 奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から、復学した日の属する月の前月までの期間中学資金の貸付を休止する。</p> <p>(貸付の停止)</p> <p>第8条 区長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該月分から貸付をやめる。</p> <p>(1) 傷病などのために成業の見込がないとき。</p> <p>(2) 学業成績又は操行が不良となつたとき。</p> <p>(3) 学資金を必要としない事由が生じたとき。</p> <p>(4) この学資金の貸付を受ける資格要件を欠くに至つたとき。</p> <p>(5) <u>学資金の交付その他の手続に要する書類等の提出がないとき。</u></p> <p>(6) 前各号のほか奨学生として適当でない事実のあつたとき。</p> <p>(届出)</p> <p>第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、連帯保証人と連署して直ちに区長に届け出なければならない。ただし本人が傷病その他の事故により届け出ることができないときは、連帯保証人又は家族から届け出なければならない。</p> <p>(1) 休学・復学・転学又は退学したとき。</p>

改正前	改正後
<p>(2) 本人又は連帯保証人の住所その他重要な事項に異動のあつたとき。</p> <p>2 奨学生であつた者が学資金の償還完了前に前項第2号に該当するときは、前項に準じ届け出なければならない。</p> <p>(償還方法)</p> <p>第10条 条例第7条第1項の規定による学資金の償還方法は、貸付金の額および奨学生の希望を考慮し、別に定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>(借用証書)</p> <p>第11条 学資金の貸付が終了し、又は第8条の規定により学資金の貸付を停止されたときは、奨学生は連帯保証人と連署のうえ、足立区育英資金借用証書(別記第2号様式)を区長に提出しなければならない。</p> <p>(償還方法の変更又は減免)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第9条の規定により、奨学生であつた者につき償還方法の変更を承認することができる。この場合における変更は、条例第7条第1項に規定する償還期間の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 災害(偶発事故を含む。)により損害をこうむつたため償還が困難と認められるとき。</p> <p>(2) 傷病又は心身障がいにより償還が困難と認められるとき。</p> <p>(3) 経済上の事由により償還が困難と認められるとき。</p> <p>(4) 大学院入学、外国留学その他やむを得ない理由があるとき。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第9条の規定により、奨学生であつた者につき償還金の減免を受けることができる。</p> <p>(1) 本人が死亡し、かつ、連帯保証人が経済上の事由等で償還が困難なとき。</p> <p>(2) 前項第1号から第3号までに該当し、引き続き5年以上償還を猶予し、かつ、償還開始から10年以上経過しても、なお償還ができないとき。</p> <p>(3) 前2号のほか特に必要があるとき。</p> <p>3 前2項の適用を受けようとする者は、連帯保証人連署のうえ事情を具し</p>	<p>(2) 本人又は連帯保証人の住所その他重要な事項に異動のあつたとき。</p> <p>2 奨学生であつた者が学資金の償還完了前に前項第2号に該当するときは、前項に準じ届け出なければならない。</p> <p>(償還方法)</p> <p>第10条 条例第7条第1項の規定による学資金の償還方法は、貸付金の額および奨学生の希望を考慮し、別に定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>(借用証書)</p> <p>第11条 学資金の貸付が終了し、又は第8条の規定により学資金の貸付を停止されたときは、奨学生は連帯保証人と連署のうえ、足立区育英資金借用証書(別記第2号様式)を区長に提出しなければならない。</p> <p>(償還方法の変更又は減免)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第9条の規定により、奨学生であつた者につき償還方法の変更を承認することができる。この場合における変更は、条例第7条第1項に規定する償還期間の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 災害(偶発事故を含む。)により損害をこうむつたため償還が困難と認められるとき。</p> <p>(2) 傷病又は心身障がいにより償還が困難と認められるとき。</p> <p>(3) 経済上の事由により償還が困難と認められるとき。</p> <p>(4) 大学院入学、外国留学その他やむを得ない理由があるとき。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第9条の規定により、奨学生であつた者につき償還金の減免を受けることができる。</p> <p>(1) 本人が死亡し、かつ、連帯保証人が経済上の事由等で償還が困難なとき。</p> <p>(2) 前項第1号から第3号までに該当し、引き続き5年以上償還を猶予し、かつ、償還開始から10年以上経過しても、なお償還ができないとき。</p> <p>(3) 前2号のほか特に必要があるとき。</p> <p>3 前2項の適用を受けようとする者は、連帯保証人連署のうえ事情を具し</p>

改正前

改正後

て願ひ出なければならぬ。

(死亡)

第13条 奨学生が死亡したときは、連帯保証人又は家族は、戸籍抄本を添え直ちに区長に届け出なければならぬ。

(貸付審議会の組織)

第14条 条例第10条第1項に規定する足立区育英資金貸付審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げるものについて、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。

- (1) 足立区議会議員 3人以内
- (2) 足立区教育委員会委員 1人
- (3) 足立区内都立高等学校長 1人
- (4) 足立区立中学校長 1人
- (5) 足立区職員 4人以内

2 会長および副会長は委員の互選とする。

3 委嘱される委員の任期は2年とする。ただし途中から就任した場合は、その残任期間とする。

(会長等の職務)

第15条 審議会は会長が招集する。

2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(審議会の運営)

第16条 審議会の運営については必要事項は、会長が会議にはかつて決定する。

(委任)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

て願ひ出なければならぬ。

(死亡)

第13条 奨学生が死亡したときは、連帯保証人又は家族は、戸籍抄本を添え直ちに区長に届け出なければならぬ。

(貸付審議会の組織)

第14条 条例第10条第1項に規定する足立区育英資金貸付審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げるものについて、区長が委嘱又は任命する委員10人以内をもつて組織する。

- (1) 足立区議会議員 3人以内
- (2) 足立区教育委員会委員 1人
- (3) 足立区内都立高等学校長 1人
- (4) 足立区立中学校長 1人
- (5) 足立区職員 4人以内

2 会長および副会長は委員の互選とする。

3 委嘱される委員の任期は2年とする。ただし途中から就任した場合は、その残任期間とする。

(会長等の職務)

第15条 審議会は会長が招集する。

2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(審議会の運営)

第16条 審議会の運営については必要事項は、会長が会議にはかつて決定する。

(委任)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 第 3 3 号議案

足立区立小学校及び中学校の学校選択に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 青 木 光 夫

足立区立小学校及び中学校の学校選択に関する規則の一部を改正する規則

足立区立小学校及び中学校の学校選択に関する規則（平成 1 3 年足立区教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（学校選択）

第 3 条 学校選択の範囲は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育長が特に認めた場合は、この限りでない。

- （1） 区立小学校 児童の指定通学区域に隣接する通学区域に係る区立小学校から選択できることとする。
- （2） 区立中学校 区内の全ての区立中学校から選択できることとする。

付 則

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行し、平成 3 0 年 4 月 1 日以降に入学又は転学する児童及び生徒に適用する。

（提出理由）

学校選択制度で、小学校で選択できる学校の範囲を、自由選択制から隣接区域制に改めるため、この規則案を提出いたします。

第 3 3 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区立小学校及び中学校の学校選択に関する規則の一部を改正する規則				
所管部課名	学校教育部 学務課				
内 容	<p>1 改正の理由</p> <p>学校選択制度については、平成 1 4 年度の制度開始から約 1 0 年が経過し、選択制に対する意向を確認するため、平成 2 2 年度から平成 2 5 年度までに、保護者や開かれた学校づくり協議会委員を対象にアンケートを実施した。また、今年度は、「足立区教育改革に伴う施策の検証及び評価に関する有識者会議」を設置して、選択制の検証を行った。</p> <p>その結果、通学上の安全確保や地域との協働による学校づくりの推進のために、小学校で選択できる学校の範囲を、自由選択制から隣接区域制に変更するため、学校選択に関する規則を改正する。</p> <p>2 主な改正内容 (※詳細は、別紙「新旧対照表」のとおり) 選択範囲を下記のとおり改正する。</p> <table border="1" data-bbox="395 1059 1377 1738"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 1059 887 1111">現 行</th> <th data-bbox="887 1059 1377 1111">改 正 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 1111 887 1738"> <p>(選択範囲)</p> <p>第 3 条 保護者は、区内の全ての区立学校から学校選択できることとする。ただし、教育長が特に認めた場合はこの限りではない。</p> </td> <td data-bbox="887 1111 1377 1738"> <p>(選択範囲)</p> <p>第 3 条 学校選択の範囲は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 区立小学校 児童の指定通学区域に隣接する通学区域に係る区立小学校から選択できることとする。</p> <p>(2) 区立中学校 区内の全ての区立中学校から選択できることとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行年月日</p> <p>平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。なお、平成 3 0 年 4 月 1 日以降に入学又は転学する児童及び生徒から適用する。</p>	現 行	改 正 案	<p>(選択範囲)</p> <p>第 3 条 保護者は、区内の全ての区立学校から学校選択できることとする。ただし、教育長が特に認めた場合はこの限りではない。</p>	<p>(選択範囲)</p> <p>第 3 条 学校選択の範囲は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 区立小学校 児童の指定通学区域に隣接する通学区域に係る区立小学校から選択できることとする。</p> <p>(2) 区立中学校 区内の全ての区立中学校から選択できることとする。</p>
現 行	改 正 案				
<p>(選択範囲)</p> <p>第 3 条 保護者は、区内の全ての区立学校から学校選択できることとする。ただし、教育長が特に認めた場合はこの限りではない。</p>	<p>(選択範囲)</p> <p>第 3 条 学校選択の範囲は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 区立小学校 児童の指定通学区域に隣接する通学区域に係る区立小学校から選択できることとする。</p> <p>(2) 区立中学校 区内の全ての区立中学校から選択できることとする。</p>				
今後の方針	各小学校の通学区域ごとに選択できる学校については、今後、「足立区立小学校及び中学校の学校選択に関する実施要綱」に規定していく。				

足立区立小学校及び中学校の学校選択に関する規則新旧対照表（抄）

現行	改正後
<p>足立区立小学校及び中学校の学校選択に関する規則 （趣旨） 第1条 この規則は、足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成13年足立区教育委員会規則第2号。以下「通学区域規則」という。）第3条ただし書に規定する学校選択について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>足立区立小学校及び中学校の学校選択に関する規則 （趣旨） 第1条 この規則は、足立区立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成13年足立区教育委員会規則第2号。以下「通学区域規則」という。）第3条ただし書に規定する学校選択について、必要な事項を定めるものとする。</p>
（中略）	
<p>（選択範囲） 第3条 保護者は、区内の全ての区立学校から学校選択できることとする。ただし、教育長が特に認めた場合はこの限りではない。</p>	<p>（選択範囲） 第3条 学校選択の範囲は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育長が特に認めた場合は、この限りでない。 （1） 区立小学校 児童の指定通学区域に隣接する通学区域に係る区立小学校から選択できることとする。 （2） 区立中学校 区内の全ての区立中学校から選択できることとする。</p>
（中略）	
	<p>付 則 この規則は、平成29年4月1日から施行し、平成30年4月1日以降に入学又は転学する児童及び生徒に適用する。</p>

## 教育委員会報告

平成27年3月12日

件名	「足立区教育改革に伴う施策の検証及び評価に関する有識者会議」の検証結果について												
所管部課名	学校教育部 学務課												
内容	<p>足立区教育委員会が実施してきた、教育改革に伴う施策に関しての検証及び評価を実施するに当たっては、有識者から幅広く意見を求めることを目的とした、「足立区教育改革に伴う施策の検証及び評価に関する有識者会議」を設置し、学校選択制に関しての検証を進めてきた。</p> <p>このたび、別紙のとおり、検証結果がまとめられたので報告する。</p> <p>なお、選択制以外の改革の検証及び評価については、学習指導要領の改訂等を見据え、今後早急に行うこととした。</p> <p>1 検証結果</p> <p>(1) 小学校の選択可能な範囲を、現在の「自由学区域選択」から「隣接学区域選択」に変更する。</p> <p>(2) 中学校は、現在の「自由学区域選択」を継続する。</p> <p>(3) 「学校間の児童・生徒数の差が広まり、学校活動に支障が出る場合がある」という課題に対しては、教育委員会から学校に対して様々な支援を行っていく。</p> <p>検証結果の詳細は、別紙のとおり。</p> <p>2 会議の開催年月日</p> <p>第1回 平成26年11月6日</p> <p>第2回 平成26年12月18日</p> <p>第3回 平成27年2月2日</p> <p>3 委員構成</p> <table border="1" data-bbox="411 1554 1410 1991"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>所属等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村上 祐介</td> <td>東京大学大学院教育学研究科 准教授（学識経験者）</td> </tr> <tr> <td>鈴木 淳</td> <td>長門小学校PTA会長（足立区立小学校PTA連合会会長）</td> </tr> <tr> <td>井門 明洋</td> <td>第十二中学校PTA会長（足立区立中学校PTA連合会副会長）</td> </tr> <tr> <td>半田 英雄</td> <td>花保小学校校長（足立区立小学校校長会副会長）</td> </tr> <tr> <td>小関 朝之</td> <td>千寿青葉中学校校長（足立区立中学校校長会会長）</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	所属等	村上 祐介	東京大学大学院教育学研究科 准教授（学識経験者）	鈴木 淳	長門小学校PTA会長（足立区立小学校PTA連合会会長）	井門 明洋	第十二中学校PTA会長（足立区立中学校PTA連合会副会長）	半田 英雄	花保小学校校長（足立区立小学校校長会副会長）	小関 朝之	千寿青葉中学校校長（足立区立中学校校長会会長）
氏名	所属等												
村上 祐介	東京大学大学院教育学研究科 准教授（学識経験者）												
鈴木 淳	長門小学校PTA会長（足立区立小学校PTA連合会会長）												
井門 明洋	第十二中学校PTA会長（足立区立中学校PTA連合会副会長）												
半田 英雄	花保小学校校長（足立区立小学校校長会副会長）												
小関 朝之	千寿青葉中学校校長（足立区立中学校校長会会長）												
今後の方針													

「足立区教育改革に伴う施策の検証及び評価に関する有識者会議」検証結果

【学校選択制度について】

1 学校選択制度の見直しの前提

学校選択制度の見直しにあたっての前提は、概ね以下のとおりである。

- (1) 平成14年度の制度開始から、毎年、小学校では約20%、中学校では約30%が学区域外の学校に入学し、児童・生徒及び保護者の希望が叶えられている。
- (2) 平成22年度から平成24年度に実施した、小・中学校1年生と2年生の保護者を対象に実施したアンケートで、3年間ともにすべての学年で、「学校選択制度を続けて欲しい」、「どちらかと言えば続けて欲しい」を合わせた回答が85%以上となるなど、児童・生徒及び保護者の根強い希望がある。
- (3) 平成25年度に実施した、開かれた学校づくり協議会委員を対象に実施したアンケートで、「学校選択制度について、選択可能な範囲はどのようにすべきと思いますか」の質問に対して、小学校は、「現状どおり区内全域」が26.3%、「隣接学区域」が43.7%、「学校選択制度は廃止」が28.0%、中学校は、「現状どおり区内全域」が47.9%、「隣接する学区域」が31.5%、「学校選択制度は廃止」が18.4%となっている。

2 検証結果

(1) 小学校の選択可能な範囲

小学校は、現在の「自由学区域選択」から「隣接学区域選択」に変更する。

●理由

- ①遠距離通学による通学上の危険を避けるため。
- ②災害等の緊急時に、保護者への引き渡し等を確実にを行うため。
- ③現状、「学区域校と隣接学区域校」以外の区立小学校に入学する児童が少数のため。  
(平成25年度、平成26年度ともに92人、新小学校1年生の1.7%)
- ④開かれた学校づくり協議会委員アンケートで、「学校選択制度について、選択可能な範囲はどのようにすべきと思いますか」の質問に対して、「隣接学区域」が43.7%と最多であったため。(「廃止」28.0%、「現状どおり」26.3%)

(2) 中学校の選択可能な範囲

中学校は、現在の「自由学区域選択」を継続する。

●理由



①中学校は、部活の有無が学校選択の理由となっているため。

(隣接学区域とした場合に、隣接の学校に入部したいクラブがない場合があるため)

②隣接以外の学区域に入学する生徒が一定数いるため。

(平成25年度441名 新中学1年生の7.8%、平成26年度341名、新中学1年生の6.0%)

③私立学校等に行けない生徒に広く学校選択の機会を与えるため。

(26年度区内の国立・私立中学校入学者は755名、新中学1年生の13.3%)

④開かれた学校づくり協議会委員アンケートで、「学校選択制度について、選択可能な範囲はどのようにすべきと思いますか」の質問に対して、「現状のまま」が47.9%と最多であったため。(「隣接学区域」31.5%、「廃止」18.4%)

### 3 小学校「隣接学区域選択」への変更時期等

#### (1) 変更時期

変更内容を区民に周知しなければならないため、一定の期間が必要である。また、広報誌やホームページなどさまざまな方法により、区民に周知する必要がある。

案1：平成29年度新入学から実施する。(平成27年3月31日現在、4歳児)

案2：平成30年度新入学から実施する。(平成27年3月31日現在、3歳児)

案3：平成31年度新入学から実施する。(平成27年3月31日現在、2歳児)

#### (2) 経過措置

隣接学区域以外の小学校に兄弟が在学し、弟妹が同一の小学校への入学を希望した場合は、特例として「兄弟と同じ学校の選択」を認めることとする。ただし、希望する学校の応募人数が受入可能人数を超えた場合は、抽選とする。

### 4 学校選択制度の課題への対応

#### (1) 課題

学校間の児童・生徒数の差が広まり、学校活動に支障が出る場合がある

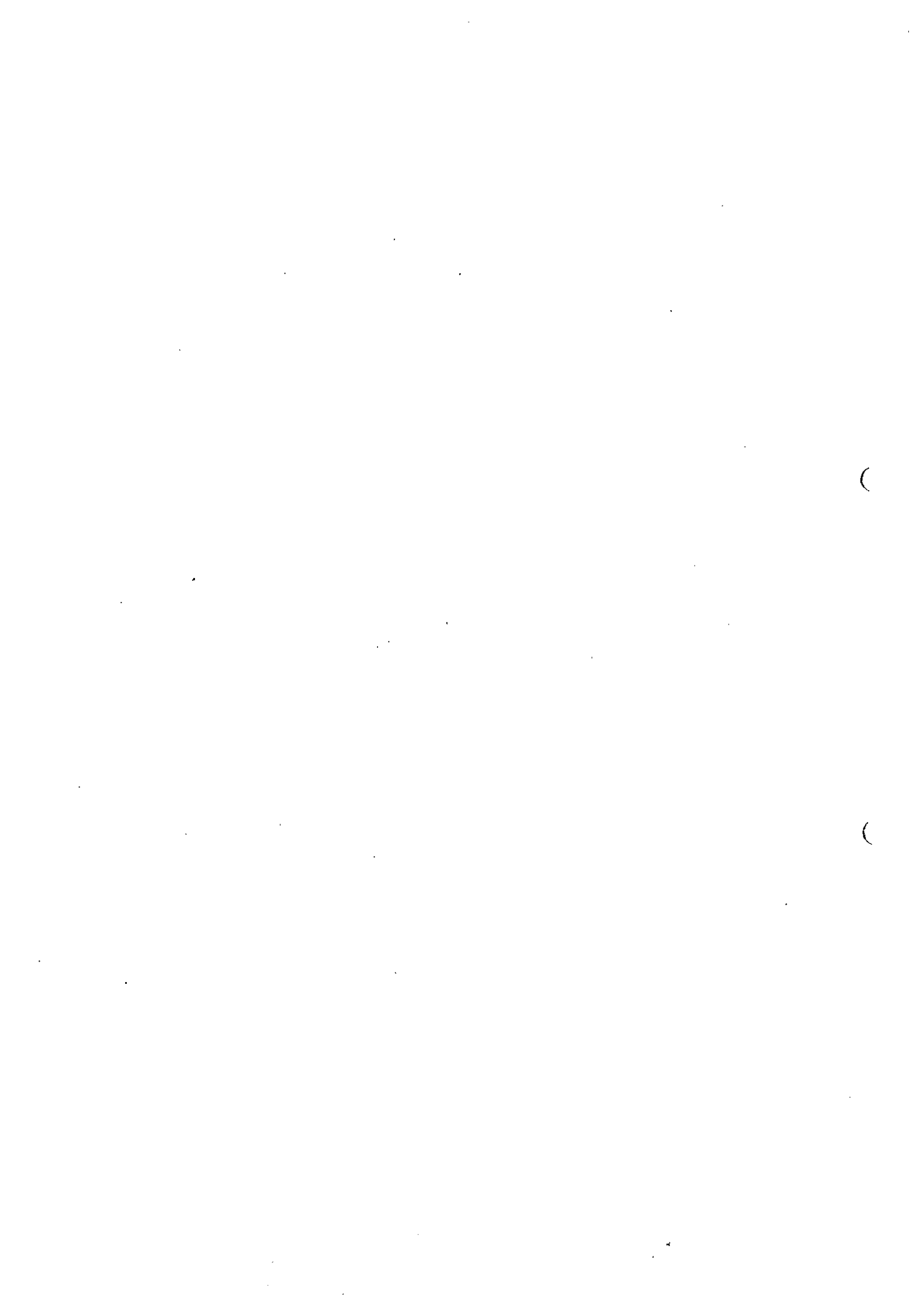
#### (2) 対応策

##### ①児童・生徒数が減少している学校に対する対応

- ・学校経営についての相談支援を行う。
- ・指導主事等による授業等の支援を行う。
- ・教職員等の人的支援を行う。
- ・学校の情報を区ホームページ等で、積極的に情報発信する。

##### ②大規模校に対する対応

学区域外からの入学者の多い大規模校については、受入可能人数の見直しを行う。



### 第34号議案

足立区教育財産の用途廃止の承認について  
上記の議案を提出する。

平成27年3月12日

提出者 足立区教育委員会教育長 青木 光夫

足立区教育財産の用途廃止の承認について  
下記のとおり教育財産の用途廃止を承認する。

#### 記

#### 1 用途廃止する教育財産

名 称	鹿浜小学校
所在地	足立区鹿浜四丁目20番22号
種類	別紙のとおり
名称	別紙のとおり
数量	別紙のとおり
価 格	別紙のとおり
用途廃止の日	別紙のとおり

#### (提案理由)

鹿浜小学校の廃校に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるので、この案を提出いたします。

第 3 4 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区教育財産の用途廃止の承認について																																																										
所管部課名	学校教育部 学校施設課																																																										
内 容	<p>1 提案理由 鹿浜小学校の廃校に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるため、この案を提出いたします。</p> <p>2 用途廃止する財産及び用途廃止日 (1) 鹿浜小学校 足立区鹿浜四丁目 2 0 番 2 2 号</p> <table border="1" data-bbox="363 768 1369 1556"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>名 称</th> <th>数 量</th> <th>価 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>校舎 1</td> <td>1, 772. 63 m<sup>2</sup></td> <td>106, 596, 000</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>校舎 2</td> <td>1, 752. 55 m<sup>2</sup></td> <td>108, 566, 000</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>校舎 3</td> <td>1, 802. 33 m<sup>2</sup></td> <td>123, 390, 000</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>倉庫 1</td> <td>39. 00 m<sup>2</sup></td> <td>315, 000</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>倉庫 2</td> <td>19. 44 m<sup>2</sup></td> <td>1, 095, 000</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>給食シャワー室</td> <td>3. 15 m<sup>2</sup></td> <td>178, 000</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>陶芸小屋</td> <td>11. 00 m<sup>2</sup></td> <td>864, 000</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>門</td> <td>3 基</td> <td>1, 114, 000</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>万年塀</td> <td>484. 90 m</td> <td>3, 713, 000</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>水飲場</td> <td>3 基</td> <td>439, 000</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>雑工作物</td> <td>3 基</td> <td>925, 000</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>プール</td> <td>1 基</td> <td>17, 239, 000</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>樹木 (プラタナス他)</td> <td>166 本</td> <td>611, 200</td> </tr> </tbody> </table> <p>用途廃止日：平成 2 7 年 3 月 3 1 日</p>			種 類	名 称	数 量	価 格	建物	校舎 1	1, 772. 63 m <sup>2</sup>	106, 596, 000	建物	校舎 2	1, 752. 55 m <sup>2</sup>	108, 566, 000	建物	校舎 3	1, 802. 33 m <sup>2</sup>	123, 390, 000	建物	倉庫 1	39. 00 m <sup>2</sup>	315, 000	建物	倉庫 2	19. 44 m <sup>2</sup>	1, 095, 000	建物	給食シャワー室	3. 15 m <sup>2</sup>	178, 000	建物	陶芸小屋	11. 00 m <sup>2</sup>	864, 000	工作物	門	3 基	1, 114, 000	工作物	万年塀	484. 90 m	3, 713, 000	工作物	水飲場	3 基	439, 000	工作物	雑工作物	3 基	925, 000	工作物	プール	1 基	17, 239, 000	立木	樹木 (プラタナス他)	166 本	611, 200
種 類	名 称	数 量	価 格																																																								
建物	校舎 1	1, 772. 63 m <sup>2</sup>	106, 596, 000																																																								
建物	校舎 2	1, 752. 55 m <sup>2</sup>	108, 566, 000																																																								
建物	校舎 3	1, 802. 33 m <sup>2</sup>	123, 390, 000																																																								
建物	倉庫 1	39. 00 m <sup>2</sup>	315, 000																																																								
建物	倉庫 2	19. 44 m <sup>2</sup>	1, 095, 000																																																								
建物	給食シャワー室	3. 15 m <sup>2</sup>	178, 000																																																								
建物	陶芸小屋	11. 00 m <sup>2</sup>	864, 000																																																								
工作物	門	3 基	1, 114, 000																																																								
工作物	万年塀	484. 90 m	3, 713, 000																																																								
工作物	水飲場	3 基	439, 000																																																								
工作物	雑工作物	3 基	925, 000																																																								
工作物	プール	1 基	17, 239, 000																																																								
立木	樹木 (プラタナス他)	166 本	611, 200																																																								
今後の方針	足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途廃止について協議する。また、財産の取り壊し完了後は、資産管理部長あて公有財産の取り壊しについて通知する。																																																										

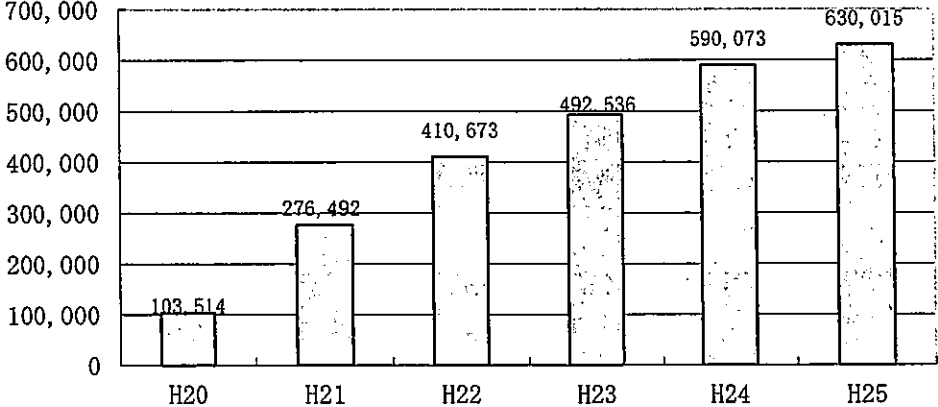
# 教 育 委 員 会 報 告

平成27年3月12日

件 名	伊興小学校における物損事故に関する損害賠償について
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p style="text-align: center;">標記の損害額について、下記のとおり示談が成立したので報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事故発生日時 平成26年9月29日（月） 午前7時50分頃</p> <p>2 事故発生場所 [REDACTED]</p> <p>3 被害者 [REDACTED]</p> <p>4 事故の内容等 区立伊興小学校校庭代替地にて、連合運動会のソフトボール投げの練習を行っていたところ、児童の投げた球が、投球先である教諭の頭上を飛び越え、相手方の所有する家屋（アパート）の窓ガラスにあたり、破損させた。</p> <p>5 示談成立日 平成27年2月18日</p> <p>6 示談の内容 区は被害者に対して、窓ガラスの修理代金として、金32,400円を支払う。</p> <p>7 その他 本件については、特別区自治体総合賠償責任保険の対象となり、全額補てんされる。</p>
問題点・ 今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金請求の手続きを速やかに進める。</li> </ul>

# 教 育 委 員 会 報 告

平成27年3月12日

件 名	放課後子ども教室の実施状況と平成27年度の方針について														
所管部課名	学校教育部 教育政策課・生涯学習振興公社														
内 容	<p>放課後子ども教室の実施状況並びに平成27年度の方針について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>実施状況(目標 全校で全学年実施)</p> <div style="text-align: center;"> <p>児童数(人)      延べ参加児童数(年々仲間が増えてます!)</p>  <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>延べ参加児童数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>103,514</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>276,492</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>410,673</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>492,536</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>590,073</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>630,015</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>平成27年度の方針について(目標 全校で全学年実施)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業内容の充実             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 全校での全学年実施の早期実現</li> <li>(2) 図書室を活用した学習環境の確保</li> <li>(3) 協力団体やボランティア、関係所管及び区内都立高校等との連携</li> </ol> </li> <li>2 安定運営の支援             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 小学校区(13ブロック)を基本とした支援体制の継続</li> <li>(2) 運営委員会やブロック会議における情報交換</li> <li>(3) スタッフ(ボランティア含む)確保と研修等による人材の育成</li> <li>(4) 保護者、地域への事業主旨のPR</li> </ol> </li> </ol>	年度	延べ参加児童数(人)	H20	103,514	H21	276,492	H22	410,673	H23	492,536	H24	590,073	H25	630,015
年度	延べ参加児童数(人)														
H20	103,514														
H21	276,492														
H22	410,673														
H23	492,536														
H24	590,073														
H25	630,015														
今後の方針	<p>実行委員会・学校と協議しながら、継続かつ安定した運営に努めるとともに、遊び・学びの場の機会の充実を目指す。</p>														

教 育 委 員 会 報 告

平成27年3月12日

件 名	足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について													
所管部課名	学校教育部 学校適正配置担当課													
内 容	<p>1 上沼田小学校と鹿浜小学校の適正規模・適正配置実施計画について</p> <p>(1) 統合地域協議会の開催状況</p> <p>①開催日</p> <table border="1" data-bbox="421 591 1034 689"> <tr> <td>対象校</td> <td>第十二回</td> </tr> <tr> <td>上沼田小学校と鹿浜小学校</td> <td>3/2</td> </tr> </table> <p>②主な協議事項</p> <p>【第十二回統合地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合新校の校歌について</li> <li>・統合新校の開かれた学校づくり協議会について</li> </ul> <p>(2) 鹿浜小学校の校舎等解体工事説明会の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿浜小学校の校舎等解体工事について、鹿浜小学校の近隣住民に対して説明会を行った。</li> </ul> <p>①開催日等</p> <table border="1" data-bbox="421 1106 880 1205"> <tr> <td>日にち</td> <td>場所</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>鹿浜小学校図書室</td> </tr> </table> <p>(3) 統合地域協議会ニュースの発行について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行した。</li> </ul> <p>【第十一回統合地域協議会(2/2)の内容を、第11号として2月20日に発行】</p> <p>2 鹿浜中学校と第八中学校の適正規模・適正配置実施計画について</p> <p>(1) 統合地域協議会ニュースの発行について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合地域協議会での協議内容や教育委員会で決定したことなどを保護者や地域に周知するため、統合地域協議会ニュースを発行した。</li> </ul> <p>【第九回統合地域協議会(2/5)の内容を、第9号として2月20日に発行】</p> <p>3 上沼田中学校と江北中学校の適正規模・適正配置実施計画(案)について</p> <p>(1) 統合地域協議会の開催状況</p> <p>①開催日</p> <table border="1" data-bbox="421 1886 1043 1984"> <tr> <td>対象校</td> <td>第一回</td> </tr> <tr> <td>上沼田中学校と江北中学校</td> <td>3/11</td> </tr> </table>		対象校	第十二回	上沼田小学校と鹿浜小学校	3/2	日にち	場所	2/3	鹿浜小学校図書室	対象校	第一回	上沼田中学校と江北中学校	3/11
対象校	第十二回													
上沼田小学校と鹿浜小学校	3/2													
日にち	場所													
2/3	鹿浜小学校図書室													
対象校	第一回													
上沼田中学校と江北中学校	3/11													

	<p>②委員構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両校の開かれた学校づくり協議会から選出された、地域代表6名、PTA代表2名、学校長、副校長の合計20名で構成</li> </ul> <p>③主な協議事項</p> <p>【第一回統合地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画(案)の正式決定について</li> <li>・統合新校の校名の決定方法について</li> <li>・「統合地域協議会ニュース」の発行について</li> </ul>
<p>今後の方針</p>	<p>【鹿浜地区の小学校】</p> <p>今回をもって、統合地域協議会は終了となるが、必要に応じて、統合後のサポートを継続していく。</p> <p>【江北地区の中学校】</p> <p>統合地域協議会において、統合に向けた課題を整理し、具体的な検討を進めていく。</p>



# 教 育 委 員 会 報 告

平成27年3月12日

件 名	第3回いじめアンケート集計結果報告について																															
所管部課名	学校教育部 教育政策課、教育指導室																															
内 容	<p>第3回足立区いじめアンケートの集計結果について、概要を下記のとおり報告する。詳細は別紙「資料1」のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 アンケート実施期間 平成27年1月20日～2月20日において各学校が定めた期間</p> <p>2 アンケート実施方法 児童・生徒が家庭にアンケート用紙を持ち帰り記入した後、専用の封筒で学校に提出する。</p> <p>3 いじめの認知件数と解消率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>認知件数</th> <th>解消数</th> <th>解消率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小学校</td> <td>第3回</td> <td>945件</td> <td>854件</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>490件</td> <td>402件</td> <td>82%</td> </tr> <tr> <td>第1回</td> <td>235件</td> <td>129件</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中学校</td> <td>第3回</td> <td>439件</td> <td>383件</td> <td>87%</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>327件</td> <td>251件</td> <td>77%</td> </tr> <tr> <td>第1回</td> <td>185件</td> <td>115件</td> <td>62%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・認知件数、解消数は、第1回は4月から6月までのもの。 第2回は4月から11月までのもの。 第3回は4月から2月までのもの。</p> <p>・認知件数が増加していることについては、各校がいじめ相談箱やスクールカウンセラーとの連携、児童・生徒の自主的な取り組み、いじめ防止研修による教員のいじめ防止等への意識向上により、アンケート以外でもいじめの状況を把握していることが関係していると考えられる。</p> <p>・解消率が増加していることについては、各校がいじめ防止対策委員会等の組織的な取り組みや児童・生徒の自主的ないじめ防止の取り組み、関係機関との連携等により、いじめ防止・早期解決に取り組んだ成果であると考えられる。</p>			認知件数	解消数	解消率	小学校	第3回	945件	854件	90%	第2回	490件	402件	82%	第1回	235件	129件	55%	中学校	第3回	439件	383件	87%	第2回	327件	251件	77%	第1回	185件	115件	62%
		認知件数	解消数	解消率																												
小学校	第3回	945件	854件	90%																												
	第2回	490件	402件	82%																												
	第1回	235件	129件	55%																												
中学校	第3回	439件	383件	87%																												
	第2回	327件	251件	77%																												
	第1回	185件	115件	62%																												
今後の方針	解決に至っていないいじめ事案については、学校と教育委員会が十分な連携を図りながら、早急な解決に向けた取組を進める。																															

## 資料1

## 平成26年度 いじめアンケート集計結果（第3回）

## 1 認知件数

		認知件数	解消	解消率
小学校	26年度（第3回）	945 件	854 件	90%
	26年度（第2回）	490 件	402 件	82%
	26年度（第1回）	235 件	129 件	55%
	25年度	637 件	557 件	87%
中学校	26年度（第3回）	439 件	383 件	87%
	26年度（第2回）	327 件	251 件	77%
	26年度（第1回）	185 件	115 件	62%
	25年度	159 件	106 件	67%

## 2 平成26年度 認知したいじめの態様内訳ごとの件数（複数回答）

		小学校			中学校		
		第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回
1	冷やかし・からかい・悪口・おどし文句	166	323	567	132	230	264
2	仲間はずれ・無視	75	148	251	25	54	86
3	軽くぶつかられる・遊ぶふりをしてたたかれる・けられる	71	96	180	63	121	152
4	ひどくぶたれる・たたかれる・けられる	57	82	149	19	34	54
5	お金を取られる・かくされる お菓子代・銭湯代・食品等のおごり（すべて解決済）	3	7	17	1	11	15
					お金を貸した。食品等のおごり（すべて解決済）		
6	ものを取られる・かくされる・ぬすまれる	43	77	104	34	49	90
7	いやなことや危険なこと、はずかしいことをされる・させられる	42	61	85	32	33	45
8	パソコンや携帯電話でいやなことを書かれる・される	3	14	22	20	36	53
9	上記以外 他校の子から悪口・持ち物に落書き・鬼ごっこの鬼をずっとやる・約束破り	24	34	45	3	9	10
					手紙に悪口・変なあだ名		
10	今いじめを受けている			75			29
11	友達がいじめられているところを見たことがある	110	299	317	51	130	158

## 3 いやなことがあったときに相談できる相手について

		小学校			中学校		
		第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回
いやなことがあったときに相談できる相手がいる		91%	94%	95%	83%	88%	86%
相談相手の内訳	家の人			90%			75%
	先生			60%			37%
	友人			59%			76%
	その他（祖父母、相談機関等）			8%			4%

# 教 育 委 員 会 報 告

平成27年3月12日

件 名	足立はばたき塾について																								
所管部課名	学校教育部 教育指導室																								
内 容	<p>平成27年2月14日(土)をもって、足立はばたき塾、土曜補習塾ともに、平成26年度生(第3期生)の授業が全て終了した。</p> <p>■足立はばたき塾生 【平成26年度生の進学先(3月3日現在)】 (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">進学先種別</th> <th style="width: 10%;">進学指導重点校</th> <th style="width: 10%;">進学指導特別推進校</th> <th style="width: 10%;">進学指導推進校</th> <th style="width: 10%;">中高一貫校</th> <th style="width: 10%;">国立</th> <th style="width: 10%;">その他都立・私立・未定</th> <th style="width: 10%;">総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>4 (6) (5)</td> <td>1 (5) (1)</td> <td>30 (19) (31)</td> <td>3 (2) (6)</td> <td>1 (0) (0)</td> <td>51 (42) (57)</td> <td>90 (74) (100)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ( ) 内は、前年度、前々年度生の最終状況</p> <p>■土曜補習塾生 【平成26年度生の進学先(3月3日現在)】 (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">進学先種別</th> <th style="width: 15%;">進学指導推進校</th> <th style="width: 15%;">その他都立・私立・未定</th> <th style="width: 15%;">総計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>2 (5) (4)</td> <td>17 (15) (15)</td> <td>19 (20) (19)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ( ) 内は、前年度、前々年度生の最終状況</p> <p>【平成27年度の実施について】</p> <p>26年度までの実施事業者が、プロポーザル選定後3年を経過したため、教育委員会事務局業務委託事業者選定委員会設置要綱に基づき、平成27年度委託事業者の選定をプロポーザル方式で再選定した。結果、第一順位である以下の事業者に決定した。</p> <p>●委託事業者：(株)エデュケーションナルネットワーク</p> <p>平成27年度(第4期生)については、平成27年2月21日(土)に説明会を実施。入塾希望者の所得審査を経て、学力診断テスト(入塾テスト)を平成27年3月8日に実施する(119人が受検)。</p> <p>4月4日から講座開始(定期講座40回、長期休暇中特別講座15回)。</p> <p>土曜塾についても、4月からの授業開始に向けて準備を進める。</p>	進学先種別	進学指導重点校	進学指導特別推進校	進学指導推進校	中高一貫校	国立	その他都立・私立・未定	総計	人数	4 (6) (5)	1 (5) (1)	30 (19) (31)	3 (2) (6)	1 (0) (0)	51 (42) (57)	90 (74) (100)	進学先種別	進学指導推進校	その他都立・私立・未定	総計	人数	2 (5) (4)	17 (15) (15)	19 (20) (19)
進学先種別	進学指導重点校	進学指導特別推進校	進学指導推進校	中高一貫校	国立	その他都立・私立・未定	総計																		
人数	4 (6) (5)	1 (5) (1)	30 (19) (31)	3 (2) (6)	1 (0) (0)	51 (42) (57)	90 (74) (100)																		
進学先種別	進学指導推進校	その他都立・私立・未定	総計																						
人数	2 (5) (4)	17 (15) (15)	19 (20) (19)																						
今後の方針	新規事業者での実施となるため、円滑な事業運営に向けて事業者との連絡を密にし、効果検証を継続的にこなしていく。																								

# 教 育 委 員 会 報 告

平成27年3月12日

件 名	平成27年4月1日付教育管理職異動内示について																																																
所管部課名	学校教育部 教育指導室																																																
内 容	<p>東京都教育委員会から校長及び副校長の異動内示があったので報告する。</p> <p>《小学校》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種 別</th> <th style="width: 25%;">校 長</th> <th style="width: 25%;">副校長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用</td> <td style="text-align: center;">5名</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>内転</td> <td style="text-align: center;">5名</td> <td style="text-align: center;">14名</td> </tr> <tr> <td>現副校長・主幹教諭からの昇任で内転</td> <td style="text-align: center;">4名</td> <td style="text-align: center;">3名</td> </tr> <tr> <td>現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>現校長・副校長で区外からの転入</td> <td style="text-align: center;">2名</td> <td style="text-align: center;">7名</td> </tr> <tr> <td>統括校長（継続）</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">18名</td> <td style="text-align: center;">26名</td> </tr> </tbody> </table> <p>《中学校》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種 別</th> <th style="width: 25%;">校 長</th> <th style="width: 25%;">副校長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用</td> <td style="text-align: center;">3名</td> <td style="text-align: center;">1名</td> </tr> <tr> <td>内転※うち1名は統括校長(新規)</td> <td style="text-align: center;">3名</td> <td style="text-align: center;">2名</td> </tr> <tr> <td>現副校長・主幹教諭からの昇任で内転</td> <td style="text-align: center;">7名</td> <td style="text-align: center;">4名</td> </tr> <tr> <td>現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入</td> <td style="text-align: center;">5名</td> <td style="text-align: center;">4名</td> </tr> <tr> <td>現校長・副校長で区外からの転入</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td style="text-align: center;">3名</td> </tr> <tr> <td>統括校長（継続）</td> <td style="text-align: center;">3名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">22名</td> <td style="text-align: center;">14名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 内転:…区内での異動</p>	種 別	校 長	副校長	再任用	5名	1名	内転	5名	14名	現副校長・主幹教諭からの昇任で内転	4名	3名	現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入	1名	1名	現校長・副校長で区外からの転入	2名	7名	統括校長（継続）	1名		合 計	18名	26名	種 別	校 長	副校長	再任用	3名	1名	内転※うち1名は統括校長(新規)	3名	2名	現副校長・主幹教諭からの昇任で内転	7名	4名	現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入	5名	4名	現校長・副校長で区外からの転入	1名	3名	統括校長（継続）	3名		合 計	22名	14名
種 別	校 長	副校長																																															
再任用	5名	1名																																															
内転	5名	14名																																															
現副校長・主幹教諭からの昇任で内転	4名	3名																																															
現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入	1名	1名																																															
現校長・副校長で区外からの転入	2名	7名																																															
統括校長（継続）	1名																																																
合 計	18名	26名																																															
種 別	校 長	副校長																																															
再任用	3名	1名																																															
内転※うち1名は統括校長(新規)	3名	2名																																															
現副校長・主幹教諭からの昇任で内転	7名	4名																																															
現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入	5名	4名																																															
現校長・副校長で区外からの転入	1名	3名																																															
統括校長（継続）	3名																																																
合 計	22名	14名																																															
今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動対象者に3月10日電話連絡を行った（内示は本人止まり）</li> <li>・4月1日に辞令交付を行う。</li> </ul>																																																

# 教 育 委 員 会 報 告

平成27年3月12日

件 名	学校事故報告について(平成26年度2月分)
所管部課名	学校教育部 教育指導室
内 容	<p>1 学校事故状況            管理下 7件(小学校7件)            管理外 2件(小学校2件)            合計 9件</p> <p>2 事故内容            (1) 交通事故            ア 店舗出入口から駐車場に飛び出した際、車両と接触、転倒し、右拇指爪甲裂傷、両足の関節挫創、打撲。(小学校管理外)            イ 自転車で帰宅途中の際、車両に接触され、転倒、擦過傷及び軽度の脳震盪。(小学校管理外)            ウ 下校の際、青信号の横断歩道上で、車両に接触され、転倒、右下腿の打撲及び筋挫傷。(小学校管理下)            エ 帰宅(キッズぱれっとからの下校中)の際、交差点を後ろ向きで渡るうとし、車両に接触、転倒し、右足踵の亀裂骨折。(小学校管理下)            オ 登校の際、交差点内で自転車で接触され、転倒、顎及び左膝の擦過傷。(小学校管理下)</p> <p>(2) 授業中の傷害、打撲等の事故            ア 体育授業で、タグ取りごっこゲームの際、児童と衝突、顔面を打ち、口内下唇裂傷等。(小学校管理下)            イ 体育授業で、サッカーゲームの際、他児童とボールを蹴りあい、足が接触、右足親指骨折。(小学校管理下)</p> <p>(3) 休憩時間、放課後、登下校時、部活動等における傷害、打撲等の事故            ア 昼休み、担任教諭と体育授業の準備の際、終了後、エバーマット上で跳ね、バランスを崩し、転倒、左腕をマットに強打、左前腕部骨折。(小学校管理下)            イ 登校の際、青信号の横断歩道上で、単独転倒、顔面を打ち、下唇裂傷及び右上前歯一部欠損。(小学校管理下)</p> <p>3 各学校への事故防止の指導            (1) 交通事故防止について            ア 学校管理(下・外)にかかわらず、事故発生状況の原因を踏まえ、児童・生徒に具体的且つ正しい交通マナーの指導を徹底する。            イ 家庭・地域等への注意喚起を促し、交通事故の未然防止を図る。</p> <p>(2) 授業中の傷害・打撲等の事故防止について            指導内容の管理・指導の徹底を図るとともに、児童・生徒の行動を把握し、危険行為の未然防止に努める。</p> <p>(3) 休憩時間、放課後等における事故防止について            校舎内外の過ごし方、危険行為の未然防止についての指導を図る。</p>
今後の方針	学年末における児童・生徒の事故や問題行動の未然防止に努めるとともに、家庭や地域社会、関係機関と連携し、一層の指導の徹底を図る。

学校事故状況

平成26年度2月分 (児童・生徒)

教育指導室

内 訳	管 理 下			管 理 外		合 計
	幼稚園	小学校	中学校	小学校	中学校	
交 通 事 故	自転車・バイク				1	1
	歩行者・キックボード		3		1	4
授業中の傷害打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫		1			1
	裂傷・打撲・暴行					
	火傷・熱傷					
	歯目鼻耳等の損傷		1			1
	発症・発作・火傷					
休憩時間・放課後・登下校時の傷害打撲等の事故 (学校行事含む)	骨折・脱臼・捻挫		1			1
	裂傷・打撲・暴行		1			1
	歯目鼻耳等の損傷					
	発症・発作・火傷					
教師の指導上による傷害・打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫					
	歯目鼻耳等の損傷					
暴力・暴行傷害事件						
家出・外泊・行方不明						
窃盗・万引き・恐喝						
対教師暴力						
火災・火傷・火遊び						
その他・地域での怪我						
死 亡	病 死					
	事 故 死					
合 計			7		2	9

(施 設)

区 分	幼稚園	小学校	中学校	内 容
窓ガラス及び施設破損				
不法侵入・盗難				
その他				
合 計	0	0	0	

# 教 育 委 員 会 報 告

平成27年3月12日

件 名	(仮称)足立区子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの実施結果について
所管部課名	子ども家庭部子ども家庭課
内 容	<p style="text-align: center;">(仮称) 足立区子ども・子育て支援事業計画について実施したパブリックコメントの結果を報告する。</p> <p>1 実施期間 平成27年1月26日(月)から平成27年2月24日(火)まで</p> <p>2 意見提出者数 9人(男性0人、女性9人)</p> <p>3 提出方法 (1) 区ホームページの意見受付フォーム 8人 (2) ファクシミリ 1人</p> <p>4 意見の件数 25件</p> <p>5 意見に対する区の考え方 別紙のとおり</p>
今後の方針	パブリックコメントの実施結果を踏まえたうえで、平成27年3月中に事業計画を策定する。事業計画の確定にあたり、平成27年3月31日開催の教育委員会臨時会に、事業計画(案)を付議予定である。

## ●寄せられた意見の内容及びそれに対する区の考え方

No.	寄せられた意見の概要	件数	区の考え方
1	<p>舎人地域に産後から受け入れできる認可保育所を新たに作ってください。舎人地域は建売の戸建が急激に増え、子育て世代の流入があり、保育園が不足しています。</p>	1件	<p>舎人地域は、住環境の整備が進み、就学前人口の増減にかかわらず、共働き世帯の増加により、保育需要率が伸びている地域と認識しております。平成27年4月1日に、小規模保育室（B型）を新規に開設しますが、今後も引き続き人口動向等に注視しつつ、必要な地域に適切な保育施設を整備してまいります。</p> <p>なお、産後からの受け入れについては、利用月の1日時点で生後57日以上からの産休明け保育と、満6ヵ月以上からの0歳児保育の2種類がありますが、施設によって、実施の有無、受け入れ可能年齢が異なります。</p>
2	<p>来年度、宮城・小台地区に小規模保育室ができると聞いていますが、認証保育所など就学前まで預けられる保育所ができたらいがたいです。</p>	1件	<p>現在、宮城・小台地区への認証保育所の整備は予定しておりませんが、0～2歳児を対象とする小規模保育や家庭的保育（保育ママ）については、卒園後の通い先を確保するため、5年以内に「連携施設（認定こども園や、幼稚園、保育所）」を設定することとされています。</p> <p>宮城・小台地区には、現在、認可保育所が2園、認定こども園が1園ありますので、これら施設・事業間の協力体制の構築に向けた支援を行っていくとともに、地域の実情に応じた受け入れのルール作りを進めてまいります。</p>
3	<p>新制度は待機児童をゼロを目指すための制度でもありますので、保護者が望んでいる認可保育所を中心に一刻も早く待機児童がなくなるようにしてください。</p>	1件	<p>今回策定する事業計画は、平成31年4月1日までの4年間で、保育における量の見込みに対応できる保育施設等を確保する計画です。</p>
	<p>絶対的に保育所が足りないと感じます。増やしてほしいです。</p>	1件	<p>ただし、平成27年度以降の保育需要数と事業計画の数値とに乖離が生じる可能性がありますので、来年度以降も引き続き、短期計画である「足立区待機児童解消アクション・プラン」に基づき、直近年度の保育需要を分析しながら、事業計画の見直しを行うとともに、必要な地域に適切な保育施設を整備してまいります。</p>



No.	寄せられた意見の概要	件数	区の考え方
4	区内全ての小学校に学童保育室を作ってください。	1件	<p>現在、小学校の教室を利用しての学童保育室を設置するには、学校内に余裕教室などの利用可能な場所がなく不可能な状況です。</p> <p>また、校庭も狭い学校が多く、建築基準法の制約もあるので、校庭等を利用して学童保育室を建設することも困難です。こうしたことから、全ての小学校に学童保育室を作ることは難しい状況です。</p> <p>今後、学童保育需要の増加による新たな増室や学校施設の改築、余裕教室の利用が可能になった場合などには、小学校内への整備について検討してまいります。</p>
5	小学校の空き教室を利用した保育所開所も考えてください。小学校の空き教室なら、足立区にもたくさんあるはずですが。試験的でもいいので、来年度以降取り入れてみてください。	1件	<p>現在、小学校の各教室は、普通教室、特別教室のほかに、多目的教室や教育相談室など、多様な学習・指導のスペースとして活用しているため、空き教室はない状況です。</p> <p>足立区においても、千寿第八小学校内にせきや保育園を設置しておりますが、同一敷地内で運営していくにあたっての管理運営上の課題や保育所の基準に適合させる施設改修費の負担など、開設に至るまでに解決すべき課題は多いものと認識しております。今後も、民間活力の活用を中心に、区有地の活用など、必要な地域に適切な保育施設の整備を進めてまいります。</p>
6	保育園の需要が下がったときには、学童保育のための施設や高齢者のための施設として転用していくことも視野に入れて考えていただきたいと思っております。	2件	<p>足立区では、保育所としての用途を終了した区有地については、足立区公有財産活用基準に基づき、地域ごとの行政需要を勘案したうえで、跡地活用を検討していくこととなっております。</p>
7	小学校の統廃合で空いた小学校を改装して大きな保育園を作ること検討してください。一から作るより、短時間でしかも安価に開所できると思っております。	1件	<p>保育所を設置するにあたっては、通園に適した距離を保つ必要があり、広い通園エリアとなる大規模な保育所は現実的ではないと考えます。</p> <p>また、小学校の校舎の一部を活用する場合でも、保育所の基準に適合させるための改装等の費用がかさみ、新築と比較してもそれほどの優位性はないと認識しております。</p>

No.	寄せられた意見の概要	件数	区の考え方
8	<p>保育需要が増加している地域への対策に関する試算は今までもしていたのでしょうか？（新制度導入にあたり作成したのでしょうか？）かなり前から保育所の不足は言われていたのに、区の整備が遅かったと思います。新田地域で3～5歳の預け先が不足することも前から指摘されていたと思います。</p>	1件	<p>今回子ども・子育て支援事業計画策定の前から、足立区では保育需要の分析を行い、「待機児童解消アクション・プラン」を作成し、計画的に保育施設の整備を行ってまいりました。</p> <p>新田地域では、この「待機児童解消アクション・プラン」に基づき、平成25年度に新田三丁目なかよし保育園を開設し、3～5歳の預け先を確保しました。これにより現在は、新田地域の3～5歳の預け先不足は解消しております。</p>
9	<p>高架下の保育園や、外階段（避難経路）のないビル内の保育所では、保育環境に不安があります。今の「安上がり」の方向性では、保育士さんも定着せず、結局は子ども達も落ち着いた園生活を送ることができません。</p>	1件	<p>保育施設の整備及び運営に際しては、建築基準法や消防法だけでなく、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）などに定められた条件の遵守が求められています。これら厳しい基準のもと、施設整備を行っておりますので、安全な施設であると考えておりますが、今後も子ども達の安全と園生活を第一に考えた施設整備を進めてまいります。</p> <p>なお、平成27年4月から、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準が改正され、4階以上に保育所等を設ける場合、避難用設備として屋外階段以外の設備も認められることとはなりますが、これら設備は厚生労働省に設置された「保育所における屋外階段設置用件に関する検討会」において、屋外階段と同等の安全性を有していると認められたものであるため、この基準の改正に伴う安全性への影響はないと考えます。</p>
10	<p>平成27年4月からの保育所入所申請をしましたが、宮城・小台地区に朝7時から保育を実施している保育所がなかったため、別の地区内の保育所を希望したところ、全部不承諾でした。</p> <p>宮城・小台地区に、さらには区全体でも、7時から延長保育を実施する保育所（特に区立の保育所）を増やしてください。</p>	1件	<p>現在、朝7時から延長保育を実施している園は、区内に46園ございますが、直営の区立保育所の開所時間は朝7時30分からとなっております。</p> <p>しかしながら、直営の区立保育所が民営化した際には、朝7時から延長保育を実施しておりますので、今後の民営化計画の中で実施園を増やしてまいります。なお、平成27年度から32年度までの間に、新たに17園の民営化を予定しております。</p>

No.	寄せられた意見の概要	件数	区の考え方
11	<p>全ての学童保育室で19時まで（早くても18時半まで）の延長保育を実施してください。17時に子どもだけで帰宅させるなんて、安全上考えられません。</p>	1件	<p>現在、全ての学童保育室で18時までの延長保育を実施しているほか、区が補助する民間学童保育室を含めて25室の学童保育室で19時までの特別延長保育を実施しております。</p> <p>平成27年度からは民間を含めて31室に増室する予定です。今後も地域の需要を分析し、特別延長保育を実施する学童保育室の整備について検討してまいります。</p>
12	<p>量の見込みについて、「共働き世帯の急増」という、これまでとは違う社会状況になっていることを認識していただきたい。その上で、共働き世帯の試算の仕方を上方修正して欲しいと思います。</p>	1件	<p>量の見込みについては、内閣府が定めた『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の手引き』に基いて算出しております。</p> <p>算出にあたっては、ニーズ調査の実施結果に基づき、各世帯の現在の就労状況を8つに分類し、これに将来の就労意向も踏まえたうえで、それぞれの類型ごとに量の見込みを算出しました。将来の就労意向も加味しておりますので、共働き世帯の増加という状況も踏まえた数値となっています。</p>
13	<p>今年度の保育所の入所状況をみて、改めて保育所が足りないと感じます。特に千住地域では、不承諾となったという方の話をたくさん聞きます。これだけ入れない方がいるというのは、新しいマンション等ができて需要が増えているだけでなく、子どもが預けて働きたいと考えている人が増えているからだと思います。こうしたニーズも考慮してください。</p>	1件	<p>保育のニーズ量（量の見込み）については、ニーズ調査結果に基づき、各世帯の現在の就労状況だけでなく、将来の就労意向も踏まえて算出しておりますので、現在は働いていないが、将来は子どもを預けて働きたいという方々のニーズも含んだものとなっております。</p>
14	<p>双子を育てていくのは本当に大変で、一時預かりをお願いしたくても費用が倍かかるなど、いろいろな面で大きな負担がかかります。足立区でも、他区を参考にしながら物質的・金銭的な双子育児支援を早期に検討してください。</p>	1件	<p>現在、認可保育所の保育料については多子世帯への軽減措置がございますが、各保育所やあだち子育て応援隊で実施している一時預かりについては、お子様1人ごとに預かり保育料をご負担いただいております。</p> <p>今後は、他自治体の事例も参考としながら、双子も含めた多子世帯への支援について、子育て支援策を充実させる中で検討してまいります。</p>

No.	寄せられた意見の概要	件数	区の考え方
15	<p>小規模保育B型・C型及び家庭的保育（保育ママ）も、保育士10割で保育を行ってください。</p>	1件	<p>小規模保育、保育ママは、少人数保育や家庭的な雰囲気の中での保育を特性としているため、保育士10割を義務付けることは現実的ではないと考えています。</p> <p>ただし、家庭的保育者が保育士資格を取得する支援は行ってまいります。</p>
16	<p>認証保育所などの利用者助成について、一律で増額するのではなく、例えば、保育料が月7万円以上の人には助成額を上乗せして、月7万円未満の人と同程度の負担となるようにするなど、保育料が高額な人ほど負担が多くなるのを改善してもらえたらと思います。</p>	1件	<p>新制度の保育施設保育料は、区民税額に応じた応能負担に統一されます。</p> <p>しかし、認証保育所の保育料は今後も保育時間に基づく応益負担であり、利用者助成も児童の年齢に応じた助成額であることから、低所得世帯における保育料の負担感につながっております。</p> <p>そのため、既存の利用者助成に加え、低所得世帯を対象に区民税額に応じて6,000円から20,000円の助成を平成27年度予算案に計上しております。</p>
17	<p>保育所入所に関する指数について、保護者の実家が遠方で手助けを得られない場合や、親戚等も周りにいない場合などの加点を復活させていただきたい。周りに助ける人がいない人たちが待機児童にならないための支援策をぜひお願いしたいです。</p> <p>また、兄弟ポイントについて、意味はわかるのですが、このポイントがあることによって、第1子の入園が難しいのも切実な問題です。本当に保育を必要としている人から順に入れる制度であつたらと思います。</p>	1件	<p>それぞれの家庭の事情から実家が近所にあっても手助けができない場合等があり、実家が遠い等の理由で加算を行うことは難しいと考えています。</p> <p>また、きょうだいポイントの加算については、一定の必要性から設定していますが、別の面から見れば公平ではないのではないかという見方が成り立ちます。</p> <p>今後は、総合的な観点から、加算のあり方について検討してまいります。</p>
18	<p>子育てサロン（児童館）は、赤ちゃんを広いところでハイハイさせたり、授乳や食事をするスペースとして助かっていますが、13時を過ぎても食事ができる場所を作ってほしいです。</p>	1件	<p>子育てサロンの多くは、一室で運営しているため、子ども同士の影響を考えて、遊ぶ時間と食べる時間のメリハリをつけています。そのため、ランチ利用の時間は、原則正午から午後1時までと設定しています。しかし、その日の利用状況により、融通がつく場合もありますので、スタッフにご相談ください。</p>

No.	寄せられた意見の概要	件数	区の考え方
19	子育てに、もっと予算を使ってください。	1件	<p>平成27年度予算は、『子どもの未来のために、今。新たなステージへ』と名付け、足立区第二次重点プロジェクト推進戦略のこれまでの取組をさらに発展・充実させ、区のボトルネック的課題である「治安・学力・健康・貧困の連鎖」に対し、真正面から立ち向かう取組みを強く推進する予算となっています。</p> <p>平成27年度予算を足立区第二次重点プロジェクトの施策別に見てみると、保育施設の整備費や運営費などが含まれた重点施策1【こども】に関連する予算額は、7,704,417千円と前年度比約22%の増額となっております。</p> <p>今後も、区民ニーズを的確に把握し、必要な施策と事業に、効果的かつ効率的に財源を投入してまいります。</p>
20	消費税10%が先送りされ、新制度実施のための財源は十分に確保されていません。新制度も先送りして、より良い制度にしていくよう国に意見を上げてください。	1件	<p>平成27年1月15日付けで、国から、平成27年度の政府予算案が閣議決定された旨の通知がありました。これは、平成27年度における各市区町村の事業計画に基づく量の拡充に対応するとともに、質の改善を全て実施するための所要額を措置する内容となっております。</p> <p>また、平成27年1月23日に政令が公布され、正式に子ども・子育て支援新制度が平成27年4月1日から施行されることが決定いたしました。</p> <p>今後も、国の動向を見据えながら、新制度がより良いものとなるよう努めてまいります。</p>
21	<p>保育施設・事業によって、園庭の確保や自園調理などの基準が異なります。</p> <p>また、実費徴収や上乗せ徴収が可能となるため、お金のない世帯は入れる施設が限られてしまいます。施設・事業間の格差が拡大しないよう、考慮してください。</p>	1件	<p>各施設・事業の設備及び運営に関する基準については、基本的には国が示した基準に即した形で、足立区においても基準を定めております。なお、自園調理については、現在、給食の提供を行っていない家庭的保育についても、5年以内に食事の提供方法を検討していくこととしています。</p> <p>また、実費徴収や上乗せ徴収を行うにあたっては、保護者の同意が必要となっておりると同時に、認可保育所においては、特別な理由がない限り保育料以外の徴収は考えておらず、文具代、行事参加費等は新制度以降後も実費を徴収しないよう指導してまいります。</p>

No.	寄せられた意見の概要	件数	区の考え方
22	<p>事業計画(案)P3の『③認可保育所』の概要の部分で、「保護者の就労等の理由で、保育を必要とするお子さんをお預かりします」とありますが、認可保育所は教育をしないのかという誤解を与えかねません。「教育」という文言を入れてください。保育所保育指針では、養護と教育が一体となって人間性を持った子どもを育成するところに保育所における保育の特性があると明記されています。</p>	1件	<p>該当部分の前段は、改正後の児童福祉法により「保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、…当該児童を保育所…において保育しなければならない」とされているため、現状のままとします。</p> <p>後段は、「子どもの成長や発達過程を踏まえた保育を実施しています」としていたものを「子どもの成長や発達過程を踏まえた<u>養護及び教育を一体的に行う</u>ことを特性としています」に修正します。</p>
23	<p>子どもが通っている保育園で、来年度から「子育て応援シート」というものが配られるようですが、実施目的や設問内容などから、保育所や小学校に不信感をいただきました。支援が必要な子どもを早期に見つけ支援するという目的ならまだ理解できますが、スムーズな就学につなげるために実施されることに疑問を感じます。学級成立に困難な子どものあぶり出しのようなことはして欲しくないのが、親の思いです。</p>	1件	<p>子育て応援シートの取組みの目的は、「保護者との共通理解のもと、お子さん一人ひとりの状態に応じた細やかな保育を継続的に展開していく」こととあります。支援の必要なお子さんであれば、就学に向けお子さんの状態に応じた支援を学校につなぎ、継続して行く取組みでもあります。</p> <p>この取組みの主旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。</p>

# 教育委員会情報連絡

平成27年3月12日

件名	小学校統廃合計画決定無効確認等請求の経過報告について
所管部課名	学校教育部 学校適正配置担当課
内容	<p>1 経過報告について</p> <p>(旧)千寿第五小学校と(旧)五反野小学校の統合に関し、平成24年10月15日付で東京地方裁判所に対して出されている小学校統廃合計画決定無効確認等請求の経過は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10回口頭弁論 平成26年 9月17日</li> <li>・第11回口頭弁論 平成26年12月 3日</li> <li>・第12回口頭弁論 平成27年 2月 9日</li> </ul> <p>※平成27年2月9日をもって弁論は終結した。 判決日は、平成27年5月13日である。</p>
今後の方針	(旧)千寿第五小学校と(旧)五反野小学校の適正規模・適正配置実施計画の決定の無効および損害賠償を求める訴訟については、東京地方裁判所の指示に従い適宜対応していく。

# 教育委員会情報連絡

平成27年3月12日

件名	平成27年度足立区育英資金奨学生の決定について																								
所管部課名	学校教育部 学務課																								
内 容	<p>平成27年2月3日に開催された、足立区育英資金貸付審議会の選考審査の結果、下記のとおり、平成27年度新規の奨学生の採用を決定したので報告する。</p> <p>1 足立区育英資金貸付審議会の審査結果</p> <p>(1) 高校生</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">募集数</th> <th style="width: 20%;">応募数</th> <th style="width: 20%;">採用数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常枠</td> <td>50名程度</td> <td>15名</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>特例枠</td> <td>5名程度</td> <td>1名</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 大学生</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">募集数</th> <th style="width: 20%;">応募数</th> <th style="width: 20%;">採用数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常枠</td> <td>50名程度</td> <td>15名</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>特例枠</td> <td>5名程度</td> <td>0名</td> <td>0名</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 貸付時期</p> <p style="margin-left: 40px;">平成27年4月</p>		募集数	応募数	採用数	通常枠	50名程度	15名	15名	特例枠	5名程度	1名	1名		募集数	応募数	採用数	通常枠	50名程度	15名	15名	特例枠	5名程度	0名	0名
	募集数	応募数	採用数																						
通常枠	50名程度	15名	15名																						
特例枠	5名程度	1名	1名																						
	募集数	応募数	採用数																						
通常枠	50名程度	15名	15名																						
特例枠	5名程度	0名	0名																						
今後の方針																									



# 教育委員会情報連絡

平成27年3月12日

件名	児童手当法に基づく児童手当からの費用徴収結果について
所管部課名	子ども家庭部子ども・子育て支援課 学校教育部学務課
内容	<p>平成27年2月支給分の児童手当から以下のとおり、費用徴収を実施したので報告する。</p> <p>1 対象費用                  (1) 保育料 (子ども・子育て支援課)                  (2) 学童保育室保護者負担金 (住区推進課)                  (3) 学校給食費 (学務課)</p> <p>2 徴収対象                  申し出による徴収は原則として滞納6ヵ月以上の方                  ただし、保育料に適用される特別徴収は、原則として過年度滞納が累積している方</p> <p>3 徴収金額 合計 15件 686,134円                  (内訳)                  保育料 (特別徴収) 7件 300,000円                  学童保育室保護者負担金 3件 138,000円                  学校給食費 5件 248,134円</p>
今後の方針	

# 教育委員会情報連絡

平成27年3月12日

件名	第6回「あだち子ども百人一首大会」の開催結果について																																				
所管部課名	子ども家庭部 青少年課																																				
内容	<p>1 趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「伝統や文化に関する教育の充実」(学習指導要領)</li> <li>・『小倉百人一首』の暗唱等を通して、日本の言葉の響きに慣れ親しむ。</li> <li>・子どもたちの日本文化を慈しみ、尊重する気持ちを育む。</li> </ul> <p>2 日時 平成27年3月7日(土)</p> <p style="padding-left: 40px;">〔午前〕小学生の部 8:30~12:00</p> <p style="padding-left: 40px;">〔午後〕中学生の部 13:20~16:30</p> <p>3 会場 足立区立島根小学校体育館</p> <p>4 対戦方式 学校代表3人1組の源平戦及び個人戦</p> <p>5 運営協力団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人全日本かるた協会(後援)</li> <li>・足立区青少年委員会</li> </ul> <p>6 参加校数及び児童・生徒数、引率等教員数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校:70校 278人</li> <li>・中学校:37校 159人</li> <li>・引率等教員:141人(小学校100人、中学校41人)</li> </ul> <p>7 来場者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等参観者:400人</li> </ul> <p>8 対戦結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">順位</th> <th colspan="2">小学生の部</th> <th colspan="2">中学生の部</th> </tr> <tr> <th>源平戦</th> <th>個人戦</th> <th>源平戦</th> <th>個人戦</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優勝</td> <td>竹の塚</td> <td>長門 2年</td> <td>六月</td> <td>竹の塚 2年</td> </tr> <tr> <td>準優勝</td> <td>花畑西B</td> <td>栗原北 5年</td> <td>新田A</td> <td>六月 1年</td> </tr> <tr> <td>第三位</td> <td>東伊興</td> <td>花畑西 6年</td> <td>第十三A</td> <td>花保 1年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">敢闘賞</td> <td>辰沼 興本 長門 淵江A 東淵江 新田</td> <td>中川北 6年 淵江 3年 東伊興 5年 六木 6年 島根 5年 竹の塚 6年</td> <td>新田B 蒲原</td> <td>伊興 1年 第十三 2年</td> </tr> <tr> <td>北三谷 皿沼 花畑西A 舎人 中川 舎人第一 中川北 千寿桜 栗原</td> <td>古千谷 6年 舎人 5年 足立 6年 梅島第一 6年 鹿浜 5年 桜花 5年 花保 5年 梅島第二 6年 北三谷 6年</td> <td>第十三B 第十三C 栗島 竹の塚 東綾瀬</td> <td>蒲原 2年 第五 1年 入谷南 2年 第十四 3年 千寿桜堤 2年</td> </tr> </tbody> </table>				順位	小学生の部		中学生の部		源平戦	個人戦	源平戦	個人戦	優勝	竹の塚	長門 2年	六月	竹の塚 2年	準優勝	花畑西B	栗原北 5年	新田A	六月 1年	第三位	東伊興	花畑西 6年	第十三A	花保 1年	敢闘賞	辰沼 興本 長門 淵江A 東淵江 新田	中川北 6年 淵江 3年 東伊興 5年 六木 6年 島根 5年 竹の塚 6年	新田B 蒲原	伊興 1年 第十三 2年	北三谷 皿沼 花畑西A 舎人 中川 舎人第一 中川北 千寿桜 栗原	古千谷 6年 舎人 5年 足立 6年 梅島第一 6年 鹿浜 5年 桜花 5年 花保 5年 梅島第二 6年 北三谷 6年	第十三B 第十三C 栗島 竹の塚 東綾瀬	蒲原 2年 第五 1年 入谷南 2年 第十四 3年 千寿桜堤 2年
順位	小学生の部		中学生の部																																		
	源平戦	個人戦	源平戦	個人戦																																	
優勝	竹の塚	長門 2年	六月	竹の塚 2年																																	
準優勝	花畑西B	栗原北 5年	新田A	六月 1年																																	
第三位	東伊興	花畑西 6年	第十三A	花保 1年																																	
敢闘賞	辰沼 興本 長門 淵江A 東淵江 新田	中川北 6年 淵江 3年 東伊興 5年 六木 6年 島根 5年 竹の塚 6年	新田B 蒲原	伊興 1年 第十三 2年																																	
	北三谷 皿沼 花畑西A 舎人 中川 舎人第一 中川北 千寿桜 栗原	古千谷 6年 舎人 5年 足立 6年 梅島第一 6年 鹿浜 5年 桜花 5年 花保 5年 梅島第二 6年 北三谷 6年	第十三B 第十三C 栗島 竹の塚 東綾瀬	蒲原 2年 第五 1年 入谷南 2年 第十四 3年 千寿桜堤 2年																																	
今後の方針	<p>第7回あだち子ども百人一首大会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時:平成28年3月5日(土)〔午前〕小学生の部〔午後〕中学生の部</li> <li>・学校代表3人1組の源平戦及び個人戦による対戦方式で実施</li> </ul>																																				

# 行事実施結果

2月1日～2月28日      青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
2/1 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
2/4 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/7 (土)	星空くらぶ (大人)	14:00～16:00	ギャラクシティ	主催	10名
2/8 (日)	あだち日曜教室	9:30～16:00	ギャラクシティほか	主催	64名
2/8 (日)	星空くらぶ(プラネタリウムチーム)	9:00～16:00	ギャラクシティ	共催	20名
2/8 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/11 (水)	少連協第7回ドッジビー大会	9:00～15:00	舎人第一小学校	共催	200名
2/11 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/11 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
2/14 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
2/15 (日)	ジュニアリーダースーパー研修会	10:00～16:00	ギャラクシティ	共催	30名
2/15 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/17 (火)	紙芝居講座	19:00～21:00	ギャラクシティ	主催	10名
2/18 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/21 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
2/22 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/22 (日)	こどもみーていんぐ	13:30～16:30	ギャラクシティ	共催	40名
2/25 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
2/25 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
2/28 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名

# 行事実施予定

## 3月1日～3月31日 青少年課

月 日	行 事 名	時 間	会 場	主催別	参加者
3/1 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	5名
3/4 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
3/4 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
3/7 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
3/8 (日)	星空くらぶ(プラネタリウムチーム)	9:00～16:00	ギャラクシティ	共催	20名
3/8 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
3/11 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
3/11 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
3/14 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
3/15 (日)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
3/15 (日)	あだち日曜教室閉講式	9:30～16:00	庁舎ホール	主催	78名
3/15 (日)	こどもみーていんぐ	10:00～16:30	ギャラクシティ	共催	40名
3/15 (日)	地域ジュニア交流会	9:00～16:00	宮城ゆうゆう公園	共催	40名
3/17 (火)	紙芝居講座	19:00～21:00	ギャラクシティ	主催	10名
3/18 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
3/18 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
3/21 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
3/21 (土)	親子体験キャンプ	10:00～16:00	都立舎人公園	共催	50名
3/22 (日)	星空くらぶ(プラネタリウムチーム)	9:00～16:00	ギャラクシティ	共催	20名
3/25 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	新田地域学習センター	主催	10名
3/25 (水)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	関三いこい広場	主催	5名
3/28 (土)	中高生の居場所作り	15:00～18:00	興本地域学習センター	主催	5名
3/28 (土)	こどもみーていんぐ	10:00～16:30	ギャラクシティ	共催	40名
3/29 (日)	こどもみーていんぐ	10:00～16:30	ギャラクシティ	共催	40名
3/28 (土) ～29 (日)	キャンプの達人になろう中・上級編	28日 10:00～ 29日 16:00まで	宮城ゆうゆう公園	共催	20名

# 行事实施結果 (2月1日～2月28日)

## 公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行 事 名	時 間	会 場	主催 別	参加人数
2/4(水)	第2回おりがみサポーター交流会	10:00～11:30	生涯学習センター	主催	計44名
2/5(木)	小学校アウトリーチコンサート	2・3校時	竹の塚小学校	主催	1年1組27名 1年2組28名
2/9(月)	小学校アウトリーチコンサート	2・3校時	栗島小学校	主催	1年1組30名 1年2組32名
2/16(月)	読み語りキャラバン in はなぞの幼稚園	11:00～11:40	はなぞの幼稚園	主催	107名
2/16(月)	企業連携講座 東急ハンズ出張工作教室「ハンズヒントクラブ」	15:15～16:30	東栗原小学校	共催	32名
2/18(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14:40～16:30	鹿浜第一小学校	共催	19名
2/18(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14:40～16:30	桜花小学校	共催	18名
2/20(金)	現代家族の事情 ～望ましい家族関係をめざして～	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	68名
2/27(金)	第41回あだちアートリンクカフェ	18:30～20:00	東京芸術センター	主催	30名
2/4～25	おりがみサポーターによる「キッズおりがみ教室」(15会場)		千寿桜小、本木小、西保木間小、伊興小、千寿常東小、千寿第八小、中川北小、新田小、竹の塚小、舎人第一小、弘道小、加平小、舎人小、中島根小、梅島第一小	主催	計227名

# 行事实施予定 (3月1日～3月31日)

## 公益財団法人足立区生涯学習振興公社

日時	行事名	時間	会場	主催別	参加予定人数
3/3(火)	小学校アウトリーチコンサート 出演：田中靖人、白石光隆	2・3校時	西伊興小学校	主催	1年1組 29名 1年2組 28名
3/4(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14：40～16：30	桜花小学校	共催	25名
3/6(金)	放送大学連携講座 「言い訳と自己正当化の心理学」	10：00～12：00	生涯学習センター	主催	60名
3/6(金)	マイタウンコンサート 出演：西田幹、原ひとみ、城綾乃	14：00～15：00	都市農業公園	主催	150名
3/10(火)	放課後子ども教室 新任安全管理講習会	10：00～11：30	生涯学習センター	主催	25名
3/11(水)	企業連携講座「おもちゃ講座」	14：00～15：00	中川北小学校	共催	20名
3/11(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14：40～16：30	鹿浜第一小学校	共催	30名
3/16(月)	ふれあいコンサート事前アウトリーチ	13：30～14：00	綾瀬なないろ園	主催	60名
3/18(水)	小学校アウトリーチコンサート	2・3校時	長門小学校	主催	1年1組 29名 1年2組 29名
3/22(日)	足立ジュニア吹奏楽団 第25回定期演奏会	14：00～16：00	西新井文化ホール	主催	400名
3/27(金)	第42回あだちアートリンクカフェ	18：30～20：00	東京芸術センター	主催	30名
3/30(月)	ふれあいコンサート	13：30～14：30	綾瀬なないろ園	主催	60名